

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和8年7月2日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和8年7月2日

1	愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）	1
2	愛媛地方最低賃金審議会各規程について	
	（1）愛媛地方最低賃金審議会運営規程	3
	（2）愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程	7
	（3）愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱	11
	（4）愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	15
3	令和8年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
	（1）専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について（案）	17
	（2）実地視察及びヒアリングについて（案）	18
4	令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理 （令和8年6月23日開催の中央最低賃金審議会において全会一致で了承）	19
5	中央最低賃金審議会への諮問文（写）	41
6	愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表（案）	43
7	令和8年度愛媛地方最低賃金審議会 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）	45
8	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	47
9	要請書（最低賃金に関する6項目についての要請）（2026年5月18日） 全労連四国地区協議会 議長 十河 浩二	55
10	全国一律で早期に最賃1,700円、男女雇用機会均等法施行40年にあたり実効性ある男女の完全な平等の達成をはじめ、賃上げ促進、雇用確保等を求める要請書 （2026年5月29日） 日本共産党 愛媛県議会議員 田中克彦	57
11	JAL 不当解雇撤回と最賃1500円実現を求める申入れ（2026年6月8日） JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会	59

12	地域別最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明の送付について (2026年6月11日) 愛媛弁護士会 会長 河野 康之	63
13	愛媛県最低賃金の改正に関する資料	
	(1) 愛媛県最低賃金	69
	(2) 愛媛県最低賃金年次別推移	70
	(3) 愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移	71
	(4) 全国の地域別最低賃金時間額 (令和7年審議後)	72
14	令和7年度地域別最低賃金の審議・決定状況	73
15	令和8年度 業務改善助成金のご案内	75
16	愛媛県内経済情勢報告 (令和8年4月 松山財務事務所)	79
17	全国企業短期経済観測調査結果の概要 (2026年3月) 愛媛県分 (2026年4月1日 日本銀行松山支店)	91
18	法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要 (令和8年4～6月期調査 松山財務事務所)	99
19	愛媛県金融経済概況 (2026年6月10日 日本銀行松山支店)	107
20	管内の雇用失業情勢 (令和8年5月分) について (令和8年6月30日 愛媛労働局)	117

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）

（任命年月日 令和7年4月1日）

区分	氏名	現職	備考
公益代表	いのうえ ゆうき 井上雄基	弁護士	
	ごりょうだ ひろこ 五領田寛子	特定社会保険労務士	
	そのだ まさえ 園田雅江	国立大学法人愛媛大学客員准教授	
	たけい なおこ 武井奈保子	弁護士	
	もりもと あきひろ 森本明宏	弁護士	
労働者代表	たかはし やすひろ 高橋保博	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部副委員長	※1
	たけがなる きよたか 竹箇平貴隆	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	てらだ ただひろ 寺田淳泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	※1
	ながおか ひでき 長岡英樹	UAゼンセン愛媛県支部支部長	
	のむら まりこ 野村真理子	情報労連四国ブロック支部事務局長	
使用者代表	あべ ようこ 阿部陽子	三浦工業株式会社人事部労務課	
	こいけ ひさし 小池久志	浅川造船株式会社執行役員総務部長	
	たけうち えいじ 武内英治	伊予商工会議所副会頭	
	にしおか けい 西岡圭	新居浜機械産業協同組合副理事長	
	むらかみ てつじ 村上哲司	愛媛県経営者協会専務理事	※2

(注) 各側委員の掲載順は50音順である。

(注2) ※1は、任命年月日令和7年12月5日である。

(注3) ※2は、任命年月日令和8年6月8日である。

愛媛地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の出席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会の求めに応じて意見を述べさせることができる。

2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各2名以下とする。

3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。

4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第9条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和 3 4 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(委員の出席)

第3条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、審議会の各小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定める。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の審議事項にかかわる特定の問題について審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときのほか、委員からの開催の請求があったときに、委員長が招集する。

2 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(会議の開催と議決)

第5条 会議の開催は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員の出席)

第6条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、必要に応じて委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第10条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議結果の報告)

第 1 1 条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(要綱の改廃)

第 1 2 条 この要綱の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようにするとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

(案)

令和8年7月2日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の 必要性の審議について

令和8年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の
必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回（実地視察及びヒアリングを除く。）を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条
第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会（本審）及び小委員会で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(案)

令和8年7月2日

実地視察及びヒアリングについて

令和8年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、との意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、との意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名

発効日指定の根拠

秋田県
(令和8年3月31日)
【1,031円、
+16円 (+8.4%)】
(参考) 影響率：29.3%

- ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。
- ・このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。

群馬県
(令和8年3月1日)
【1,063円、
+15円 (+7.9%)】
(参考) 影響率：18.5%

- ・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえ、最大限の準備期間を確保。

福島県
(令和8年1月1日)
【1,033円
+15円 (+8.2%)】
(参考) 影響率：21.9%

- ・過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。

徳島県
(令和8年1月1日)
【1,046円
+3円 (+6.7%)】
(参考) 影響率：27.4%

- ・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。

熊本県
(令和8年1月1日)
【1,034円、
+18円 (+8.6%)】
(参考) 影響率：21.6%

- ・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。

大分県
(令和8年1月1日)
【1,035円、
+17円 (+8.5%)】
(参考) 影響率：27.6%

- ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

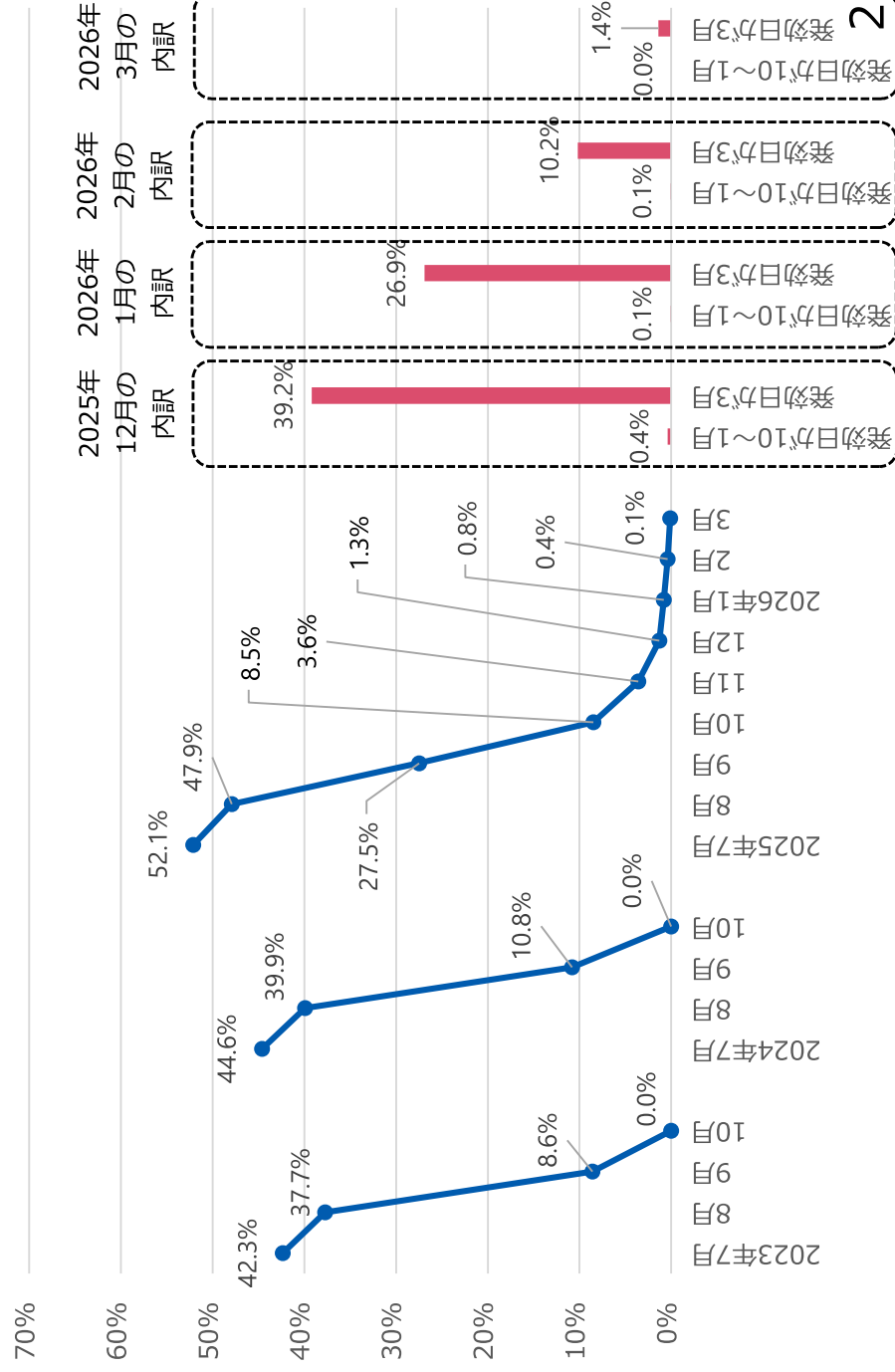
○ ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を下回ることとなる求人の割合 (以下、「未達求人割合」という。) を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額 (基本給 + 定額給 + 定額給に支払われる手当)」における「下限額」を用いた。

○ 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.4%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2% (発効日が10～1月の45都道府県では0.4%)、2026年1月は26.9% (同0.1%)、2月は10.2% (同0.1%)、3月は1.4% (同0.0%) となっている。

※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額 (下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合 (全国) の推移



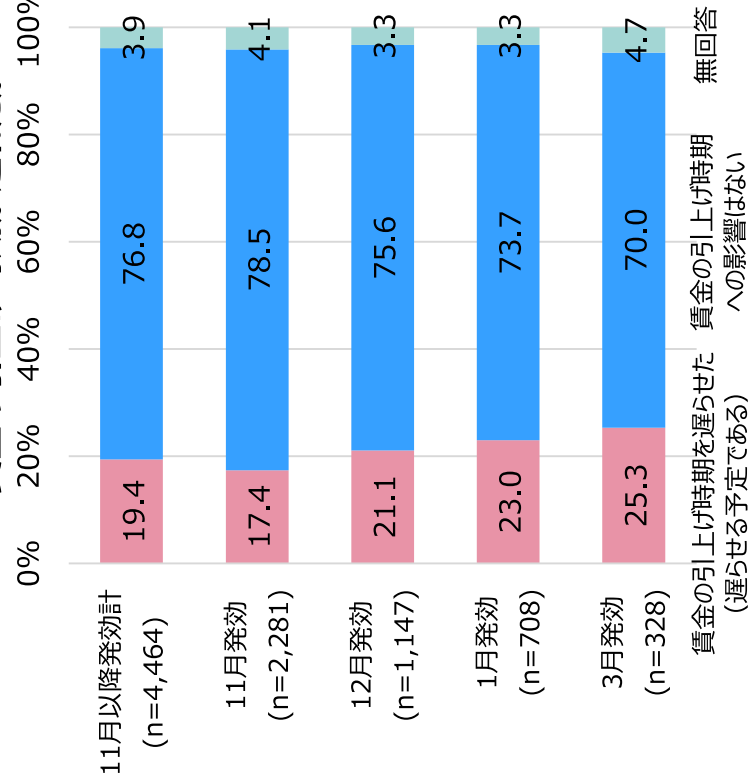
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

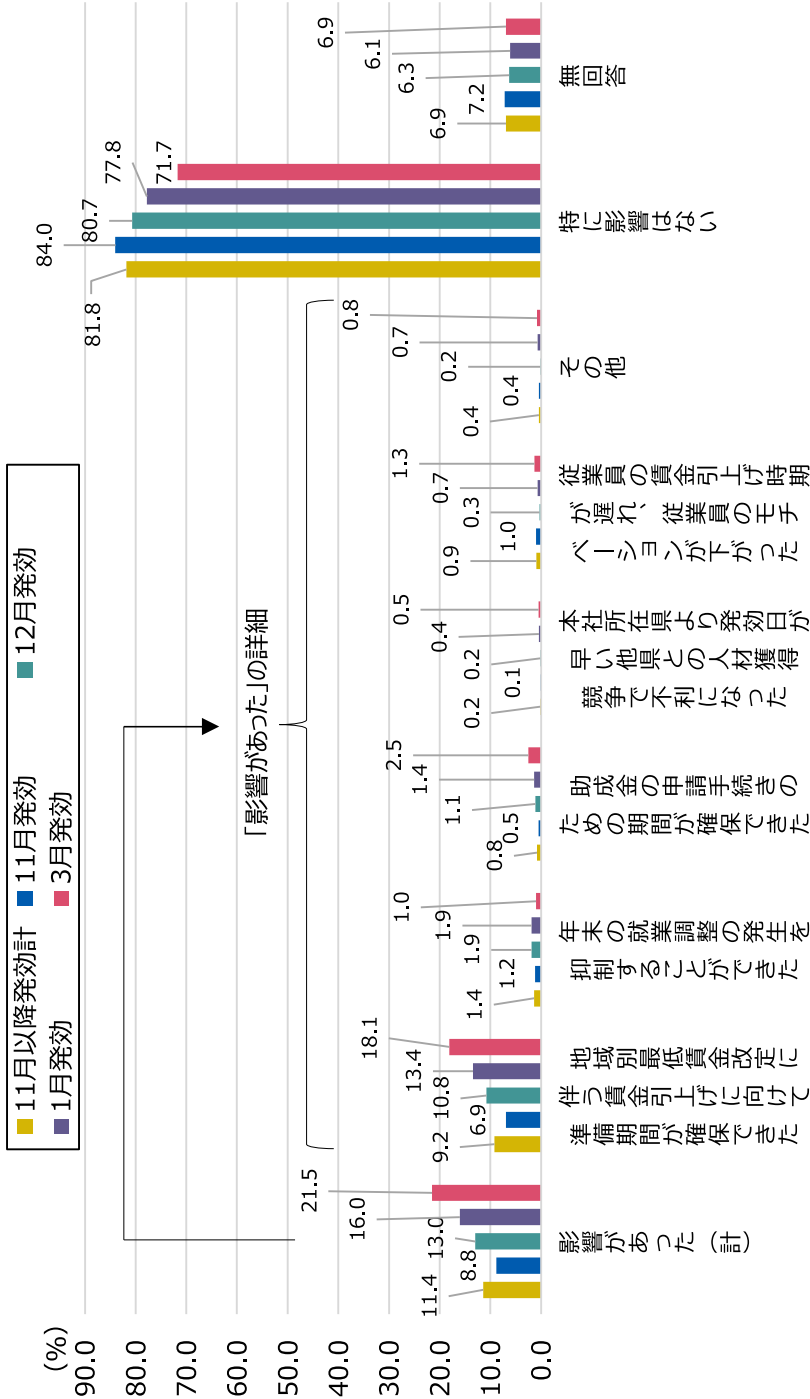
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(資料出所) JLLPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

▶ 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったこととの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。
- **（賃上げ時期）**
 - 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
 - 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
 - （※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があったよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメ리트として、「人件費を抑制できた」とする意見が多かったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにはばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

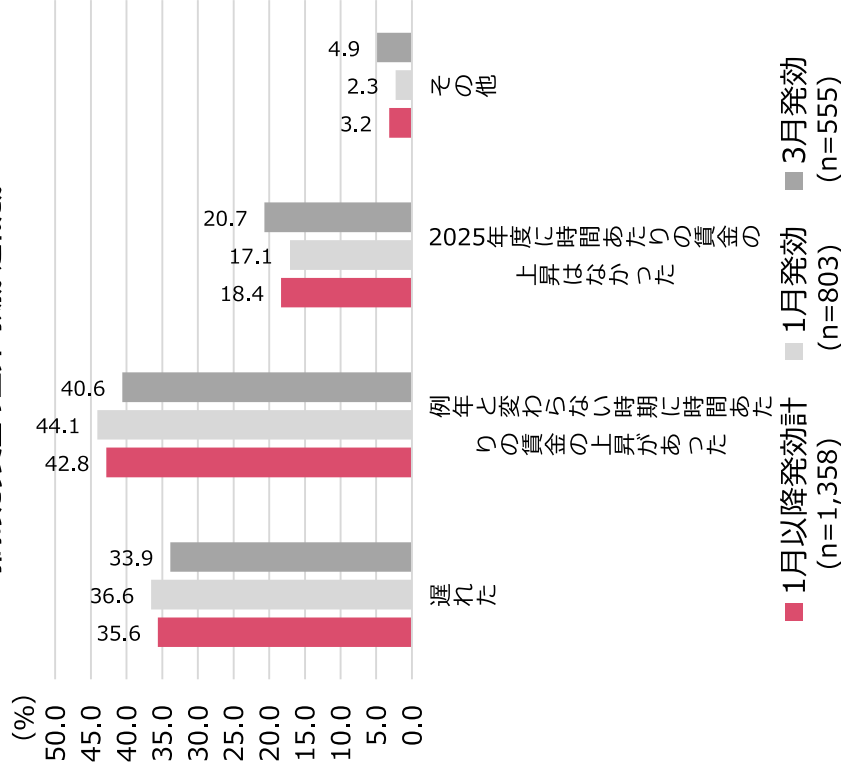
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

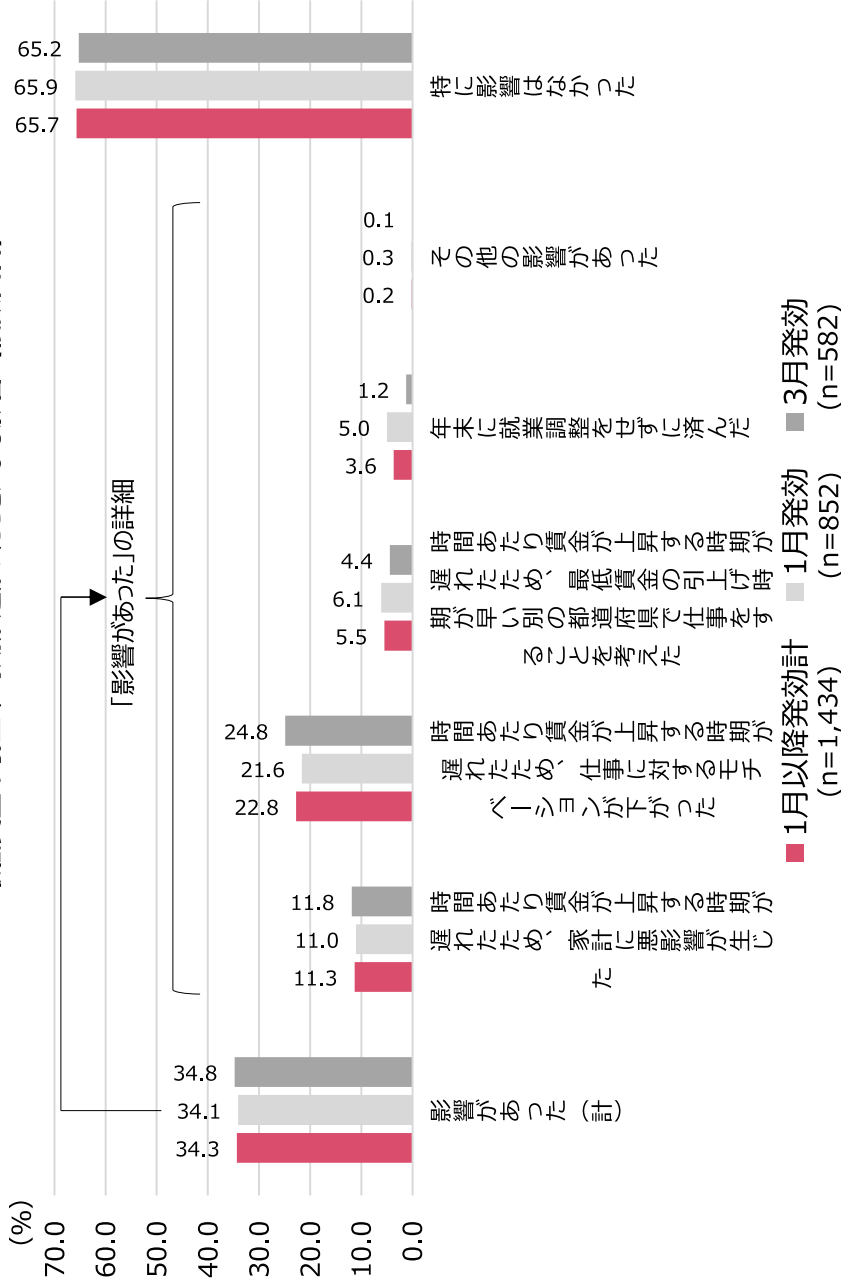
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



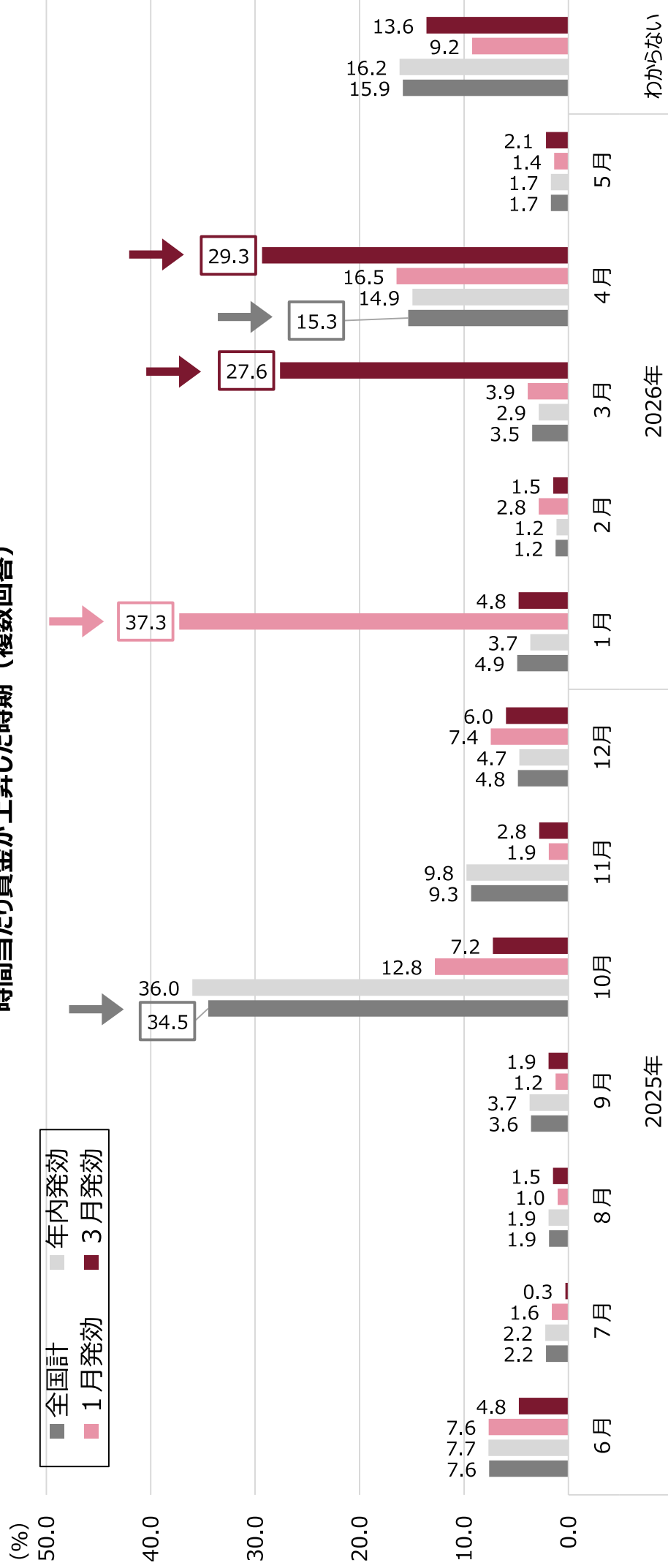
(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
 調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
 集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
 (注) 25年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
 ()内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的であった回答者(1,434サンプル中76)を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものである。

2 発効日別にみた最賃近傍雇用の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

○ 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用に於いて、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。

時間当たり賃金が増加した時期 (複数回答)



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
 (注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

⑤

厚生労働省発基 0626 第1号
令和8年6月26日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表(案)

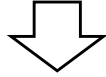
	令和7年度開催実績			令和8年度開催計画(案)		
	日付	地 賃 等	特 定	日付	地 賃 等	特 定
4月						
5月						
6月	6.19	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	6.24	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)
	6.30		特定最賃申出書提出期限	6.30		特定最賃申出書提出期限
7月	7.3	第1回本審(会長等選出、運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本審(必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出等)	7.2	第1回本審(運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本審(必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出等)
	7.17	実地視察(石田クリーニング)				
	7.24		第1回小委員会(委員長等選出、審議の公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、必要性審議、委員会結論等)	7.15	第1回公益委員会 第2回本審(目安伝達、意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	第1回小委員会(委員長等選出、審議の公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、必要性審議等)
	7.29	第1回公益委員会(地賃審議について) 第2回本審(関係労働者意見聴取)	第2回本審(必要性小委員会報告、改正諮問)	7.31	第2回地賃専門部会(金額審議)	
	8.5	第1回地賃専門部会(目安答申不明のため中止)		8.5	第3回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回本審(部会報告)	
8月	8.8	第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、目安伝達、金額審議)		8.7	(予備) 第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回本審(部会報告)	第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)
	8.19	第2回地賃専門部会(金額審議)		8.19		第3回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)
	8.21	第3回地賃専門部会(金額審議、採決、答申)		8.21	第4回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4回本審(必要性答申、改正諮問)
	9.1	第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回本審(部会報告)		8.25	(予備)8.7答申の場合 第4回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	
9月	9.17	第4回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)				
	9.26		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開、確認事項について)	9月下旬		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)
10月	10.7		第2回船舶専門部会(金額審議)			「必要性有り」として改正諮問を受けた業種について、第2～3回の専門部会を開催し、金額審議※12月25日(金)発効には、10月26日(月)までに答申要旨の公示が必要
	10.8		第2回紙・パ専門部会(金額審議) 第2回電機専門部会(金額審議)			
	10.9		第2回はん用機械専門部会(金額審議)			
	10.20		第3回電機専門部会(金額審議・結審・答申) 第3回紙・パ専門部会(金額審議・結審・答申)			
	10.21		第3回船舶専門部会(金額審議、結審、答申)			
	10.22		第3回はん用機械専門部会(金額審議・結審・答申)			
				10月下旬 (～10.25)		第6回本審(特定最賃答申) (全業種全会一致で答申の場合、開催なし)
11月				11月中旬 (～11.12)		第7回本審(特定最賃異議審) (異議申立なしの場合、開催なし)
12月	12.16	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)	12月	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)
1月						
2月						
3月	3.3		第5回本審(専門部会報告、特賃専門部会廃止、次年度意向確認)	3月		第8回本審(特賃部会廃止、次年度意向確認)

令和8年度愛媛地方最低賃金審議会
 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）

昭和63年10月13日付け基賃発第24号

2月3日

申出の意向表明



法第15条①、則第10条第1項

(6月30日までに)

改正の決定の申出

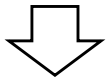


7月2日

15:30~

第1回最低賃金審議会

改正の必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出

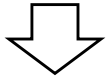


7月15日

13:30~

第1回小委員会

委員長等の決定、公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、業種ごとに必要性有りに異論がないか確認、参考人招致の意向確認と業種ごとに審議日等を検討。

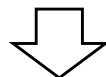


8月7日

15:30~

第2回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
 必要性の有無について異論がないか確認

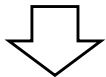


8月19日

15:30~

第3回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
 必要性の有無について結審



法21条、15条②

8月21日

10:00~

第4(5)回本審（異議審に併せて）

小委員会報告発表
 改正の必要性答申
 特定最賃金額改定について調査審議の諮問

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
1月5日(火)		1月20日(水)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		2月5日(金)		3月7日(日)
1月8日(金)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月11日(月)		1月26日(火)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)



2026年5月18日

愛媛労働局長 丹羽 啓達 殿
愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

全労連四国地区協議会
議長 十河 浩二



要 請 書

貴職におかれては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のために尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2025年の改定によって加重平均1121円となりましたが、石破前首相が「2020年代に1500円を達成する」とした政府目標は、高市首相が反故にしまい、世界各国の最低賃金から大きく遅れる状況を招いています。さらに問題は、地域間格差の解消が遅れている上に、決定した改定額の実施時期を遅らせる状況も各地方の審議会で発生していることです。また、公益・使用者・労働者委員が対等な立場で審議するはずの審議会が、公益委員を除外して改定額を決定するような状況も発生しています。

物価高騰が収まる状況がなく、最低賃金を大幅に改善しなければ生活困窮者の増加は火を見るよりあきらかです。また、現在の地域別最低賃金制度では、最高額の東京(1226円)と最低額の高知・宮崎・沖縄(1023円)との差は203円もあり、地方から都市圏へ(外国人労働者も含めた労働力人口が流出し、地域経済が疲弊する要因の1つとなっています。全労連が全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1700円以上(月150時間)、直近の調査では1800円必要との結果も出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、現状の支払能力と経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低い地域は低いままとなっています。また、高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥と言え、問題の解決には、最低賃金の全国一律制度の実現しかありません。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1700 円以上とすること。また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。
- 2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。
また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのかを明らかにすること。
さらに、昨年度までの業務改善助成金等の最低賃金引き上げ支援策の利用状況も含め、明らかにすること。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を全面的に一般公開すること。また、審議会・専門部会(二者協議も含め)の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。
- 6) 最低賃金制度を全国一律制度にするとともに、地方最賃審議会の制度改正も進めること。
制度改正までの間は、地方審議会の改定時期を全国統一とし、地方毎に改定時期を変更しないこと。さらに、公益・使用者・労働者各委員の立場を対等平等とし、改定額は三者協議の場で決定する方式を堅持すること。

以上



2026年5月29日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 殿

日本共産党
愛媛県議会議員 田中克彦

全国一律で早期に最賃1,700円、男女雇用機会均等法施行40年にあたり実効性ある男女の完全な平等の達成をはじめ、賃上げ促進、雇用確保等を求める要請書

日頃より、くらしや権利擁護など労働行政に対し、ご尽力に感謝申し上げます。

さて、国は、これまで、2020年代に、全国加重平均で、最低賃金を時給1,500円とする方針を打ちだされてきましたが、現政権のもとでは、この指標が棚上げされ、賃上げを可能とする環境整備に軸足を置くとされています。アベノミクスの復活を考えられているようですが、トリクルダウン方式では、労働者にその果実はまわってこないことは、歴史が証明しています。国がやるべきことは、国の責任において、「全国一律」で最低賃金を引き上げることが重要です。

地元シンクタンク調査では、70%以上の中小企業が「時給1,500円は困難」と回答しており、何とんでも、中小企業での賃上げを促進するための国による直接支援が要の問題と考えます。とりわけ、地方においては、若年人口の流出が止まらない現状を考えますと、なおさらです。

今後、中央審議会等で議論されるでしょうが、物価を上回る賃上げつまり、生計費を原則とする、都市部と地方との格差是正に踏み込めるかが重要です。イラン情勢のもとで、さらなる物価高騰が危惧されるなか、賃上げにブレーキがかかれば、実質賃金のマイナスが大きくなり、消費が落ち込む悪循環となります。国がブレーキをかけるようなことのないよう、地方から声をあげていただきたいと考えます。

さて、男女雇用機会均等法が施行され4月で40年となりました。私どもは、女性差別撤廃条約が求める「男女の完全な平等の達成」をめざし、「結果の平等」を実現する実効性をもった法律の制定が必要と考えます。性別、性的指向、性自認などによる差別を禁止し、格差の是正を積極的にすすめる「雇用におけるジェンダー平等法」(仮称)制定を提案しています。賃金格差などの公表制度拡充、男女50%目標で役員・管理職登用の促進なども含みます。国民的な議論を呼びかけたいと考えています。

また、「1日7時間、週35時間」一國が長時間労働の抜本的是正へと移行するよう「自由時間拡大推進法」(仮称)も提起していますが、労働時間の「規制緩和」は、社会のあり方を逆行させるもので、容認できるものではありません。

労働者のくらしと地域経済を守るために、貴職の引き続き、ご尽力を要望するものです。

記

1. 最低賃金を、全国一律でただちに、時給1,700円へ引き上げること。とりわけ、都市部と地方の格差の本格的是正を強力に促進いただくこと。
2. また、イラン・中東情勢等によって、中小企業・小規模事業者において、賃上げにブレーキがかかれば、イコール実質賃金のマイナス幅が大きくなり、悪循環へと落ち込むことが懸念されます。国の責任により、賃上げの促進をはかっていただくこと。
3. いわゆるケア労働者の賃金については、他職種以上の大幅な引き上げが実現するよう本省に求めていただくこと。
4. 最低賃金法の抜本改正を、本省に求めていただくこと。
5. 県内での最低賃金の議論にあたって、愛媛県等の行政からも、意見聴取をおこなうことをご検討いただくこと。
6. 中小企業での賃上げ促進をはかるために、本格的な直接支援を、本省に求めていただくこと。
7. 業務改善（賃上げ）助成制度をさらに活用しやすいものに抜本的な拡充を。社会保険料の減免導入を本省に求めていただくこと。
8. 施行から40年となった男女雇用機会均等法について、男女の完全な平等の達成を実現しうる法律へと、見直しをはかり、「雇用におけるジェンダー平等法」（仮称）を制定することを、本省に求めていただくこと。
9. 県内での男女の賃金格差の早急な是正を。女性役員・管理職比率について、県内での短期・中期の目標を提示し、計画的に促進をはかること。中小企業への奨励金導入等、ご検討いただくこと。
10. セクハラやパワハラ、マタハラなどあらゆるハラスメントを根絶するよう、引き続き、周知徹底や環境整備をはかっていただくこと。
11. 長時間労働を是正し、サービス残業を根絶するなど労働時間短縮への取り組みを一層、強化し、見える化すること。
12. 学生のブラックバイト対策の周知徹底を、引き続き、対応いただくこと。
13. 男女の固定的役割分担の根本的解消、仕事とプライベートが両立できる支援を。育児介護休業の所得保障引き上げ、介護休業の期間延長などの検討を加速していただくこと。
14. 労働時間の「規制緩和」をすすめるような労働基準法見直しは論外であり、本省に対し、検討をやめるよう求めていただくこと。
15. 県内大学や愛媛県等と連携し、選択の自由を前提とするものの県内企業への就職促進の取り組みについて、さらに検討、具体化をはかっていただくこと。
16. 外国人労働者の処遇について、違反や脱法的行為がないよう監督の強化を。

以上



愛媛労働局
局長 丹羽 啓達様

JAL 不当解雇撤回と最賃 1500 円の実現を求める申入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えた非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。また、JAL 不当解雇撤回を求める JAL 争議団のたたかいは 16 年目を迎え、人道的立場からも早期解決の声が高まっています。四国キャラバン実行委員会として一刻も早い解決を求めます。

つきましては、私たちの考えを別紙 (1) (2) のとおり申し入れますので、要請当日に誠意ある回答及び見解を示していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1、交渉日時 2026 年 6 月 8 日 (月) 13 時 30 分 ~ 14 時 30 分
- 2、交渉場所 愛媛労働局 7F 共用会議室
- 3、交渉内容 ①最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書について(別紙 1)
② J A L 不当解雇撤回に関する要請書について (別紙 2)
- 4、交渉委員 別途通知いたします。

2026 年 5 月 8 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹 (最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員)
共同代表 春田 洋 (JAL 闘争支援四国共闘会議・議長)

以 上

(別紙1)

愛媛労働局

労働局長 丹羽 啓達様

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万か所を超える子供食堂の実態」が示すように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は 2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強いています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、昨年は前向きな取り組みが全国的に広がってきました。が、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかになく、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。高市首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」という政府の公約を推進することを明言せず、その感覚の鈍さに怒りさえ覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金・時給 1500 円を直ちに実現すること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 新・最賃は、決定後速やかに（1ヶ月以内）実施すること。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2026年6月8日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ四国 CP 委員会・代表委員）
共同代表・春田 洋（JAL 闘争支援四国共闘会議・議長）

以上

(別紙2)

愛媛労働局

労働局長 丹羽 啓達様

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

2010年の日本航空の整理解雇は、年齢基準による大量解雇や病気欠勤歴を理由とする解雇など多くの問題点を含んでおり、ILO 勧告でも繰り返し是正が求められてきました。また、社内2労組と JAL 被解雇者労働組合 (JHU) との扱いに差があるなど、組合間差別が疑われる事案も続いています。

2026年1月15日、東京都労働委員会は、日本航空が整理解雇後の人員数について根拠を示さず具体的説明を行わなかったことを不当労働行為と認定し、

- ・誠実に団体交渉を行うこと
- ・同様の行為を繰り返さない旨の文書を1週間以内に JHU へ交付すること

を命じました。

しかし日本航空は、文書交付も団体交渉も行わず、都労委命令に従わないまま中労委へ再審査を申し立てました。

命令を履行しない姿勢は、労働行政の根幹を揺るがす重大な問題です。

つきましては、下記の事項について貴職より本省へ上申されるとともに、貴職の見解を示されるよう要請いたします。

記

- 1 日本航空に対し、東京都労働委員会の命令に従い、誠実に団体交渉を行うよう厳しく指導すること。
- 2 都労委命令で事実認定された国土交通省の関与を踏まえ、監督官庁として争議の早期解決に積極的役割を果たすよう要請すること。

2026年6月8日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表 春田 洋 (JAL 闘争支援四国共闘会議・議長)
共同代表 谷 英樹 (最賃の大幅引き上げ四国 CP 委員会)

以上

(資料①)

日本航空解雇争議の現状と早期解決のための私たちの願い

2010年大晦日、日本航空の破綻と再建の過程で、165名（パイロット81名、客室乗務員84名）が年齢および病気欠勤歴を理由に解雇されました。解雇当時、JALはすでに人員削減目標を達成し、1586億円の営業利益を上げており、稲盛和夫会長（当時）も「経営上は必要なかった解雇」と公言しています。

再建後、客室乗務員は7500名、パイロットは700名が新規採用されていますが、被解雇者は一人も原職復帰していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めたILO166号勧告に反するものです。

JALは2022年、争議解決策として「業務委託契約」を提示し、社内2労組は受け入れましたが、JAL被解雇者労働組合（JHU）は原職復帰にならないとして受け入れず、争議は継続しています。JALはこの提案を社内2労組に先行して提示し、JHUには後から提示するという差別的取扱いを行い、労組法7条3号に該当する不当労働行為が疑われています。

【都労委命令の不履行と中労委への一方的申立て】

2026年1月15日、東京都労働委員会はJALに対し「解雇後の人員数について根拠を示して具体的に見解を述べるなど誠実に応じなければならない」と命じ、「このような不当労働行為を繰り返さない旨の文書を1週間以内に組合へ交付すること」という救済命令を発出しました。

しかし、JALは文書を交付せず、団体交渉にも応じず、都労委命令を履行しないまま中労委へ再審査を申し立てました。これは明白な命令違反であり、社会的責任を負う企業として許されない姿勢です。

【新たな不当労働行為：JALグループ機長の優先雇用拒否事件】

現在、都労委では、JALグループで機長として乗務しているJHU組合員に対し、JALが優先雇用を拒否した事件について調査が進められています。JALはパイロット不足を理由に外国籍の経験者パイロットを採用しているにもかかわらず、自社グループで既に機長として乗務する組合員の優先雇用を拒否しています。これは合理性を欠き、組合差別を禁じた労組法7条に抵触する明白な不当労働行為です。

【早期解決に向けたお願い】

この争議は、最高裁で憲法28条違反と断罪され、「空の安全」「労働者の権利」「人権問題」に関わる重大な問題であり、長期化は職場環境にも深刻な影響を与えています。

貴労働局におかれましては、現状に鑑み、早期解決に向けて倍旧のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月8日

JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表 春田 洋 (JAL 闘争支援四国共闘会議・議長)

共同代表 谷 英樹 (最賃の大幅引き上げ四国CP委員会・代表委員)

以上



2026（令和8）年6月11日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 森 本 明 宏 様

愛媛弁護士会

会長 河 野 康 之

地域別最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明の送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁護士連合会では、労働者の地位向上に向けた様々な活動を行っており、当会においても、同様の取り組みを行っているところです。

特に、最低賃金の定めについては、まさに勤労権、生存権保障に直結する労働者のセーフティーネットとして極めて重要な役割を持つことから、日本弁護士連合会は、2020年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、本年4月8日付けで「最低賃金額の大幅な引き上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」をそれぞれ公表し、当会も本年6月11日付で、別紙の通り最低賃金額の引き上げを要望する「愛媛県の最低賃金額の大幅な引き上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表したところです。

最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者の待遇改善と、賃金の地域間格差の解消、近時の急激な物価上昇に伴う家計負担の軽減のためには、最低賃金の引き上げは喫緊の課題であり、最低賃金額の増額改定の必要性は疑うべくもありません。

特に愛媛県においては、2025年度の改定によっても東京都との格差が193円、隣県である徳島県との格差が13円と、明白な地域間格差が生じている現状に鑑みて、思い切った最低賃金の増額が不可欠であると考えます。

つきましては、本年発出の日本弁護士連合会会長声明及び当会会長声明を送付いたしますので、よろしくご参照の上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

敬具

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。ここ数年は、賃金上昇率が物価高騰に追いついていない状況が続いており、また、地域別最低賃金制度のもとでは地方の労働力の都市への流出など看過しがたい問題も生じている。このような現状を踏まえれば、継続的な賃金の大幅な上昇を通じて、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要である。

現行（2025年（令和7年）12月1日発効）の愛媛県最低賃金は1時間1033円であり、全国で34番目（7番目に低い金額）である。愛媛県がBランク（3段階の中位）に位置づけられることを考慮しても、愛媛県はBランクのうち最下位（同額3県）であり、Cランク県との逆転も生じている（大分県1035円、熊本県1034円）。

四国内では、徳島県（Bランク）1046円、香川県（Bランク）1036円、高知県（Cランク）1023円となっており、愛媛県は、高知県を上回っているものの、四国内でも後れを取っている状況である。

ここ3年間は、897円、956円、1033円と推移しており、特に昨年は中央最低賃金審議会が示した目安額63円（Bランク）を14円上回る引上げを決定したことは評価すべきである。しかしながら、フルタイム（1日8時間・週40時間、年間52週）で働いたとしても、最低賃金の場合、年収で約214万8640円（1033円×40時間×52週）、月収にすると約17万9053円にしかならない。これでは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をわずかに上回る水準にとどまる。

従前の賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには未だ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

地域間格差是正の観点からも、現状の愛媛県最低賃金は看過しがたい問題を含んでいる。愛媛県は、全国最高額である東京都の1226円と比べると、193円も低い。ここ3年間の両者の差は、216円、207円、193円と、徐々に縮小しているが、若者の県外流出を防ぎ、地域間格差を是正するには程遠い。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2025年全国労働組合総連合「最低生計費試算調査」）によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないことが明らかになっている。生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。

2023年（令和5年）から目安区分が従来の4段階（愛媛県はDランク）から3段階（愛媛県はBランク）に変更され、2024年（令和6年）に徳島県（Bランク）が目安額を大きく上回る改定をして四国1位となり、昨年も同様に四国1位を維持しているが、そこには、地方における賃金上昇と労働力の確保に対する危機感が如実に表れているというべきである。徳島県においては、従来国が行ってきた業務改善助成金等の助成制度に加えて、最低賃金上昇の影響が大きい中小企業の賃上げを支援するための県独自の制度である「徳島県賃上げ支援事業」が開始されたことも相まって、最低賃金の大幅引き上げに伴う混乱は確認されていない（2025年2月。日本弁護士連合会調査）。

同じくBランクである愛媛県においても、労働力の都市への流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、地域間格差是正を念頭に置いた地方最低賃金の大幅引き上げが必要不可欠である。

なお、全国を3つのランクに分けたうえでそれぞれの目安額に傾斜をつける現行の方式は、むしろ地域間格差を固定化するものである。2025年（令和7年）の愛媛の目安プラス14円をはじめ、特にBランク下位とCランクの各地で目安を大きく上回る改定が当たり前となったいま、もはやその合理性が揺らいでいるといわなければならない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

また、昨年の審議では、最も遅い発効日となったのが秋田県（Cランク）の2026年3月31日（1031円）である。最低賃金改定の効力発生日は従前概ね10月1日とされていたところ、愛媛県でも12月1日と、後ろ倒しの傾向が高まっている。他県と比較して最大6か月にわたって最低賃金増額の効果を享受できないことは、看過しがたい問題である。地域別最低賃金制度という現行法の定めが不利益や不公平を生ずる一因となっているのであれば、速やかにその要因を取り除かなければならない。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛

県の地域経済の健全な発展を促すために、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、実質賃金の上昇を実感できるような大幅な最低賃金額引上げを内容とするだけでなく、効力発生日にも配慮した答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2026年（令和8年）6月11日

愛媛弁護士会

会長 河野 康志

最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正等を求める 会長声明

▶ 英語版 (English)

厚生労働大臣は、本年6月頃に中央最低賃金審議会に対して2026年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から本年7月頃に答申が行われる見込みである。

2025年7月、同審議会は、全国加重平均63円の引上げ（全国加重平均1118円、引上げ率6.0%）を答申したところ、これに基づき各地の地方最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定され、最終的には、全国加重平均66円の引上げ（全国加重平均1121円、引上げ率6.3%）となった。この結果、全ての都道府県で最低賃金額が1000円を超えるようになったが、2025年の最低賃金額は、最も高い東京都で1226円であるのに対し、最も低い高知県、宮崎県、沖縄県では1023円と、203円の格差が生じている。

2020年から2025年の6年間で見ると、最低賃金額は全国平均で902円から1121円へと219円引き上げられている（引上げ率24.3%）。しかし、総務省の消費者物価指数は、2020年を100とすると、2025年12月には113.0と13.0%も上昇しており、この数年のインフレ基調は収まる気配がない。労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果によれば、このような物価高の影響も相まって、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、時給に換算すると1700円から1900円と試算された。このような状況を踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

また、最も高い東京都と最も低い県との最低賃金の差額は、221円から203円となり僅かながら縮まったものの、依然として大きな格差が残されたままである。地方と都市部との間で最低賃金額の大幅な地域間格差が生じていることは、地方から都市部へ若者が流出する要因の一つでもあり、地方の地域経済のマイナス要因となっている。中央最低賃金審議会においても目安制度の改革を行っているが、上述のとおり、ほとんど是正が進まない状況を踏まえるならば、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。

一方で、最低賃金額の大幅な引上げは、特に地方における中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、抜本的な中小企業支援策を併せて実行することが必要である。もとより中小企業の経営基盤は決して盤石なものではなく、今後、更に最低賃金額を引き上げていくに当たっては、独占禁止法や中小受託取引適正化法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保され、人件費等の経費の増加が適正に取引価格に転嫁されるようにすべきである。また、従来業務改善助成金に加えて、社会保険料の事業主負担分の減免など抜本的な中小企業支援策を実現することも不可欠であり、そのためには、税と社会保障による所得再分配機能を強化するよう、担税力に応じた税制の再構築を行うことも必要である。そうすることで、最低賃金額を引き上げるだけでなく、労働者全体の賃上げにも繋がり、経済の好循環にも資するものとなる。

政府は、2025年6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太の方針」）において「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」という目標を掲げたが、この間、新たに発足した内閣ではこの目標を継承することに慎重な姿勢を示している。しかしながら、上述のとおり

り大幅な最低賃金額の引上げは不可欠であり、抜本的な中小企業支援策を実行すれば実現可能であるのだから、政府はこの目標を堅持すべきである。

なお、最低賃金の発効は大半の都道府県で10月初旬とされていたが、2025年は10月初旬に発効した都道府県は僅か13に過ぎず、6県が越年での発効となっており、秋田県に至っては発効が2026年3月31日と、約半年もの間、最低賃金額の引上げを先延ばしにしている。このような事態は望ましいものではなく、発効日に関する一定の規制が必要である。

当連合会は、中央最低賃金審議会に対し、全国の最低賃金額を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び地域間格差を是正するため全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言を行うことを求めるとともに、国や地方自治体に対し中小企業への抜本的な支援策を実行すること及び各地の地方最低賃金審議会に対し、大幅な最低賃金額の引上げを実行し、かつ、速やかに発効させることを求める。

2026年（令和8年）4月8日

日本弁護士連合会

会長 松田 純一

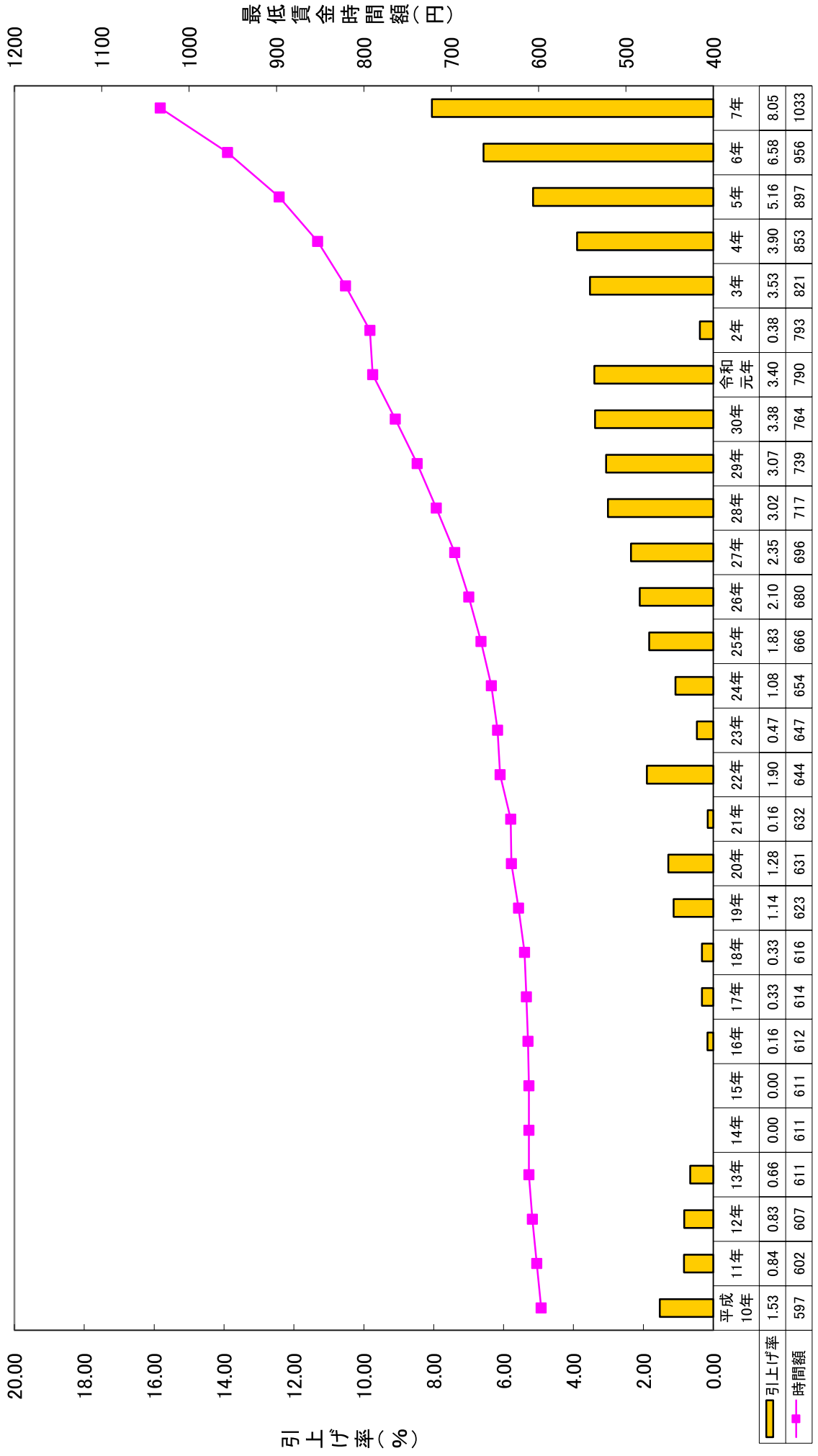
愛媛県最低賃金

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者にかかる最低賃金額
1時間1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日

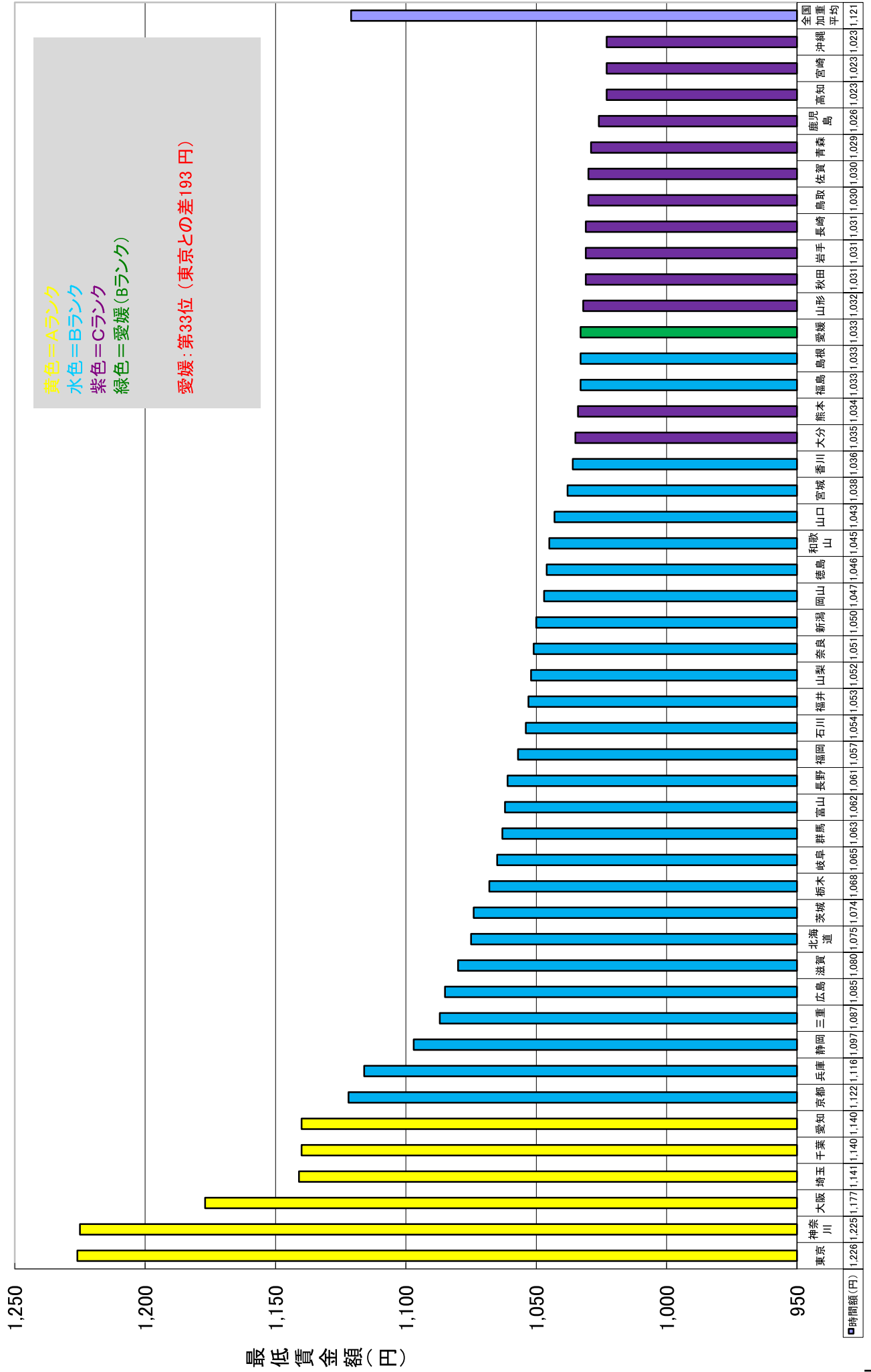
愛媛県最低賃金年次別推移

年次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90
5年	令和5年10月6日				897	44	5.16
6年	令和6年10月13日				956	59	6.58
7年	令和7年12月1日				1,033	77	8.05

愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移



全国の地域別最低賃金時間額 (令和7年審議後)



令和7年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	改定後 最低賃金額	改定前 最低賃金額	目安金額	目安比較	採決状況	効力発生日
A	東京	1,226円	1,163円	63円	±0	●	2025年 10月3日
A	神奈川	1,225円	1,162円	63円	±0	○	2025年 10月4日
A	大阪	1,177円	1,114円	63円	±0	○	2025年 10月16日
A	埼玉	1,141円	1,078円	63円	±0	▲	2025年 11月1日
A	千葉	1,140円	1,076円	63円	+1	●	2025年 10月3日
A	愛知	1,140円	1,077円	63円	±0	▲	2025年 10月18日
B	京都	1,122円	1,058円	63円	+1	●	2025年 11月21日
B	兵庫	1,116円	1,052円	63円	+1	●	2025年 10月4日
B	静岡	1,097円	1,034円	63円	±0	▲●※	2025年 11月1日
B	三重	1,087円	1,023円	63円	+1	▲	2025年 11月21日
B	広島	1,085円	1,020円	63円	+2	●	2025年 11月1日
B	滋賀	1,080円	1,017円	63円	±0	▲○	2025年 10月5日
B	北海道	1,075円	1,010円	63円	+2	●	2025年 10月4日
B	茨城	1,074円	1,005円	63円	+6	●	2025年 10月12日
B	栃木	1,068円	1,004円	63円	+1	○	2025年 10月1日
B	岐阜	1,065円	1,001円	63円	+1	○	2025年 10月18日
B	群馬	1,063円	985円	63円	+15	●	2026年 3月1日
B	富山	1,062円	998円	63円	+1	●	2025年 10月12日
B	長野	1,061円	998円	63円	±0	▲	2025年 10月3日
B	福岡	1,057円	992円	63円	+2	●	2025年 11月16日
B	石川	1,054円	984円	63円	+7	●	2025年 10月8日
B	福井	1,053円	984円	63円	+6	●	2025年 10月8日
B	山梨	1,052円	988円	63円	+1	▲	2025年 12月1日
B	奈良	1,051円	986円	63円	+2	○	2025年 11月16日
B	新潟	1,050円	985円	63円	+2	●	2025年 10月2日
B	岡山	1,047円	982円	63円	+2	▲	2025年 12月1日
B	徳島	1,046円	980円	63円	+3	○	2026年 1月1日
B	和歌山	1,045円	980円	63円	+2	○	2025年 11月1日
B	山口	1,043円	979円	63円	+1	●	2025年 10月16日
B	宮城	1,038円	973円	63円	+2	▲○	2025年 10月4日
B	香川	1,036円	970円	63円	+3	▲	2025年 10月18日
C	大分	1,035円	954円	64円	+17	●	2026年 1月1日
C	熊本	1,034円	952円	64円	+18	●	2026年 1月1日
B	福島	1,033円	955円	63円	+15	●	2026年 1月1日
B	島根	1,033円	962円	63円	+8	●	2025年 11月17日
B	愛媛	1,033円	956円	63円	+14	○	2025年 12月1日
C	山形	1,032円	955円	64円	+13	●	2025年 12月23日
C	秋田	1,031円	951円	64円	+16	●	2026年 3月31日
C	岩手	1,031円	952円	64円	+15	●	2025年 12月1日
C	長崎	1,031円	953円	64円	+14	●	2025年 12月1日
C	鳥取	1,030円	957円	64円	+9	○	2025年 10月4日
C	佐賀	1,030円	956円	64円	+10	●	2025年 11月21日
C	青森	1,029円	953円	64円	+12	●	2025年 11月21日
C	鹿児島	1,026円	953円	64円	+9	●	2025年 11月1日
C	高知	1,023円	952円	64円	+7	○	2025年 12月1日
C	宮崎	1,023円	952円	64円	+7	●	2025年 11月16日
C	沖縄	1,023円	952円	64円	+7	●	2025年 12月1日

(凡例)

採決状況

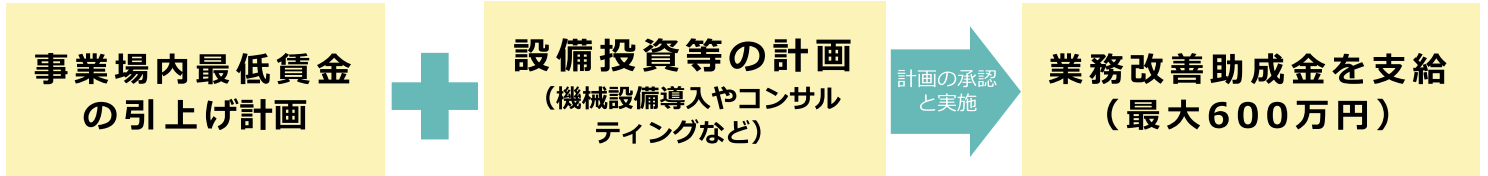
- : 全会一致
- : 使用者側反対(使用者側退席を含む)
- : 使用者側一部反対
- ▲: 労働者側反対(労働者側退席を含む)
- ▲: 労働者側一部反対

※静岡は、労働者側は「金額」に反対、使用者側は「発効日」に反対したものの。

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➔ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上*	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

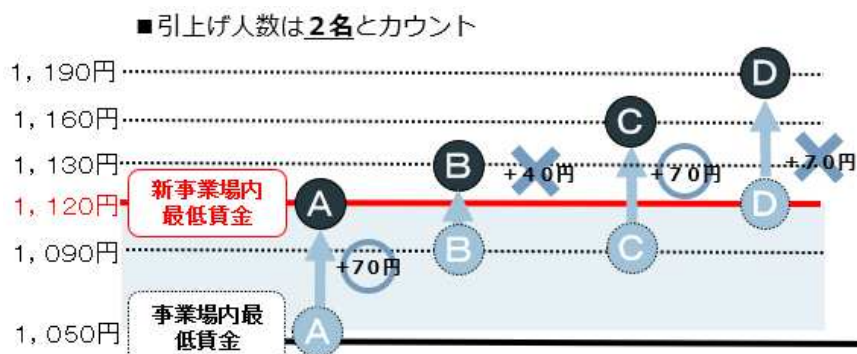
物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
- B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
- D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



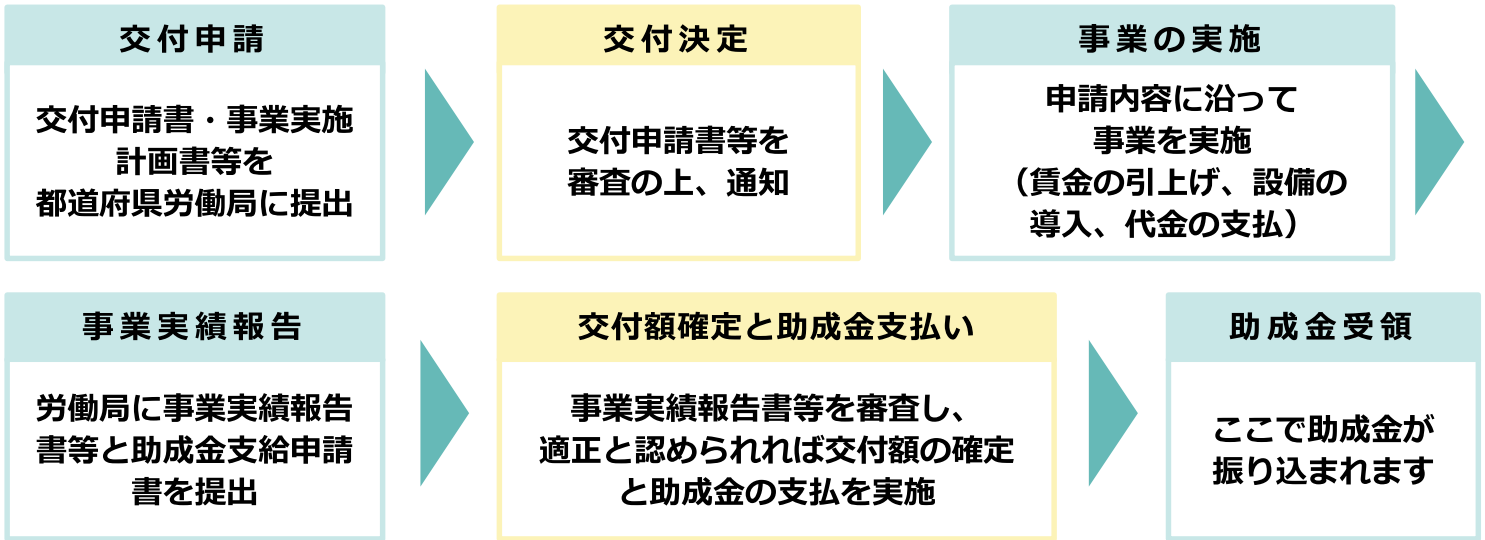
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた**自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00~17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です




愛媛県内経済情勢報告

令和8年4月









省 務 所
松山財務事務所

愛媛県内経済情勢報告

	令和8年1月判断	令和8年4月判断	1月判断との比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している		個人消費は、観光が回復しているほか、百貨店・スーパーで堅調となっていることから、全体としては緩やかに持ち直している。 生産活動は、パルプ・紙で弱い動きなどとなっているものの、汎用・生産用機械で持ち直していることから、全体としては一進一退の状況にある。 雇用情勢は、緩やかに持ち直しつつある。

〔先行き〕

先行きについては、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待されるもの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

項目	令和8年1月判断	令和8年4月判断	1月判断との比較
個人消費	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	
生産活動	弱含んでいる	一進一退の状況にある	
雇用情勢	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	緩やかに持ち直しつつある	
公共事業	前年度を上回っている	前年度を上回っている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を上回っている	
設備投資	7年度は前年度を下回る見込みとなっている	7年度は前年度を下回る見込みとなっている	

※ 8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費

緩やかに持ち直している

○百貨店・スーパーは、身の回り品に弱さがみられるものの、飲食料品が堅調であることから、全体としては堅調となっている。

○コンビニエンスストアは、冷凍食品やファーストフードに動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

[愛媛県内地域経済に関する生の声]

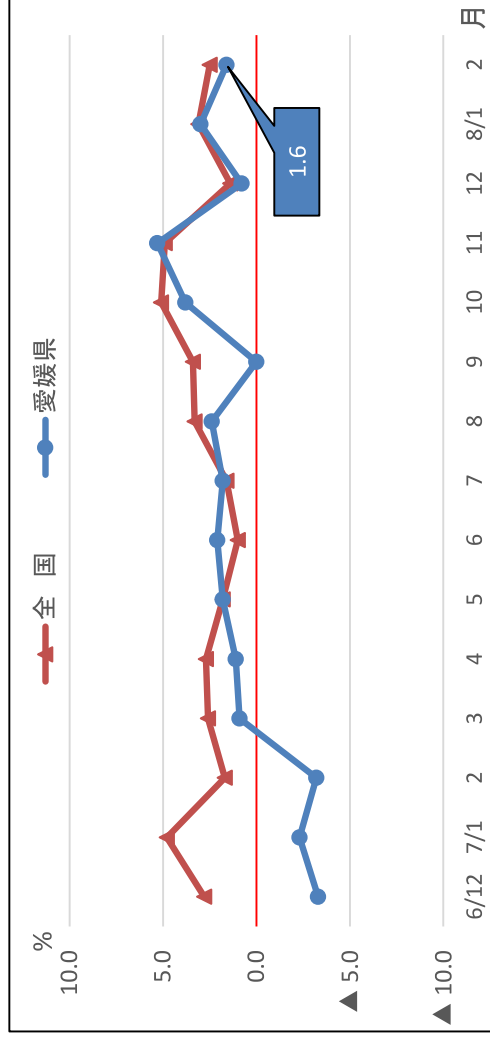
《百貨店・スーパー》

○物価高の影響により買い控えがみられることから、身の回り品の伸び悩みが続いている。飲食料品は総菜を中心に引き続き堅調となっている。

《コンビニエンスストア》

○キャンペーンにより冷凍食品やファーストフードが好調。また、商品改良の効果もあって、おにぎりなども売上を伸ばしている。

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕 (注)全店舗ベース



個人消費

○ドラッグストアは、日用品に弱さがみられるものの、医薬品等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。

○家電大型専門店は、エアコン等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

[愛媛県内地域経済に関する生の声]

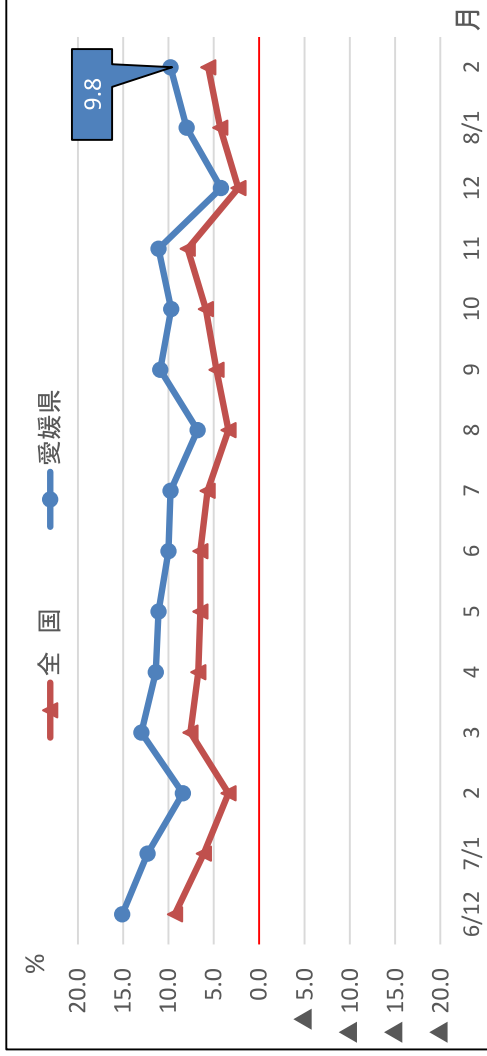
《ドラッグストア》

○カイロやハンドクリームなどの季節商品が落ち込んだ一方で、昨年と比べ花粉の飛散が早まった影響から花粉症関連の医薬品が売上が伸びた。また、化粧品は引き続き好調に推移している。

《家電大型専門店》

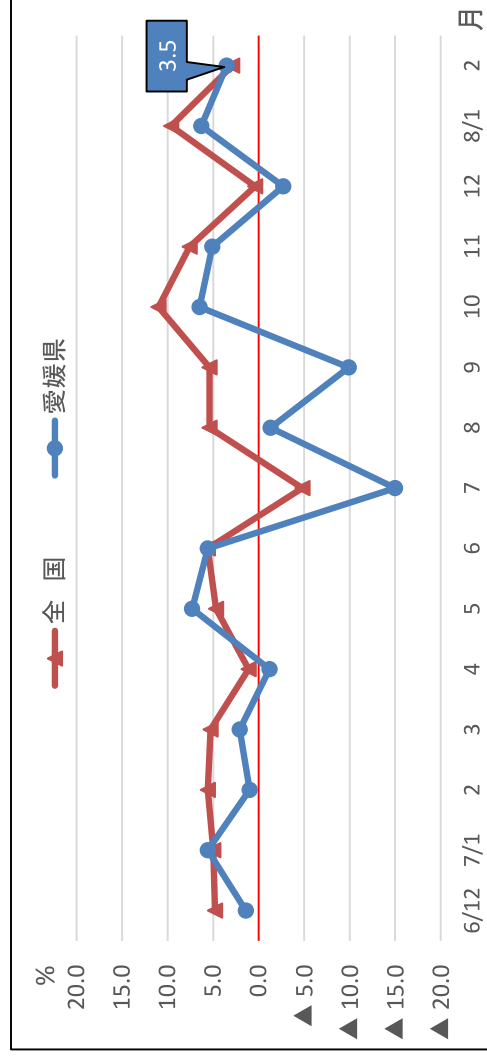
○エアコンでは2027年問題への早期対応の動きがみられ、スマートフォンやゲーム機も売上が伸びている。

〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔家電大型専門店販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

生産活動

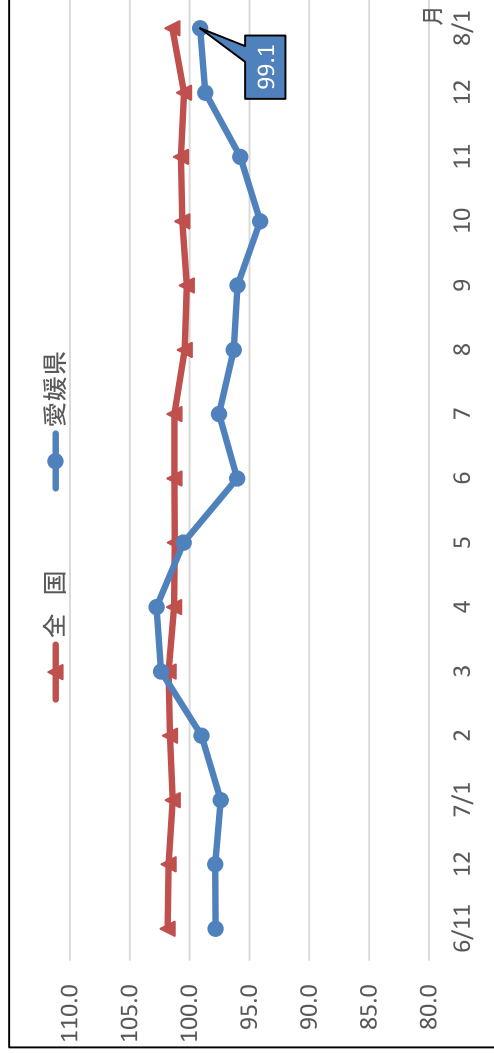
生産活動

一進一退の状況にある

- 輸送機械は、一定量の受注残を維持し、高操業が続いていることから、持ち直しつつある。
- 汎用・生産用機械は、海外向けの需要が増加していることから、持ち直している。
- 電気機械は、海外向けの需要に落ち込みがみられることから、弱まっている。

〔鉱工業生産指数(季節調整済指数・3か月移動平均)〕

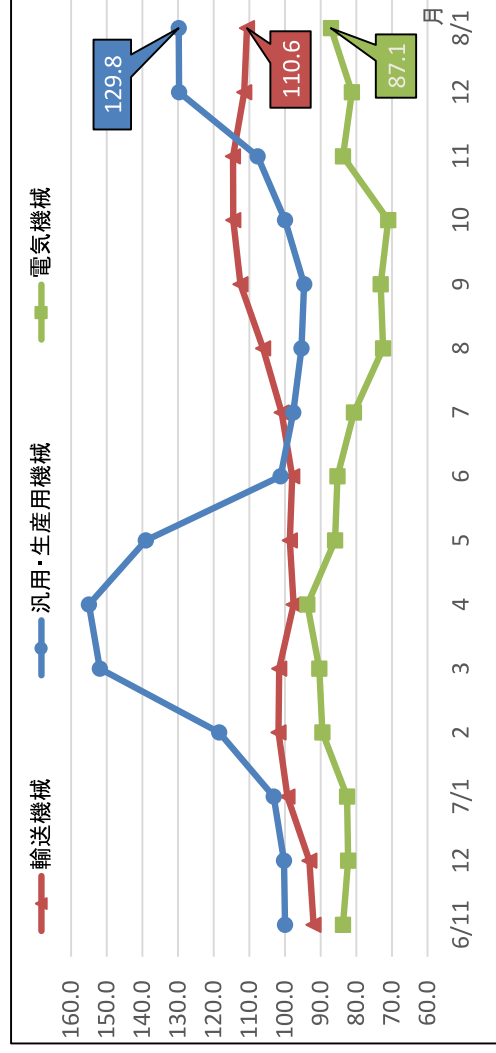
(令和2年=100)



【出所】経済産業省、愛媛県の公表データから算出

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・季節調整済指数・3か月移動平均)〕

(令和2年=100)



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《汎用・生産用機械》

○ 設備投資意欲の回復が感じられ、需要は底堅い。船舶向けの需要が増加している。

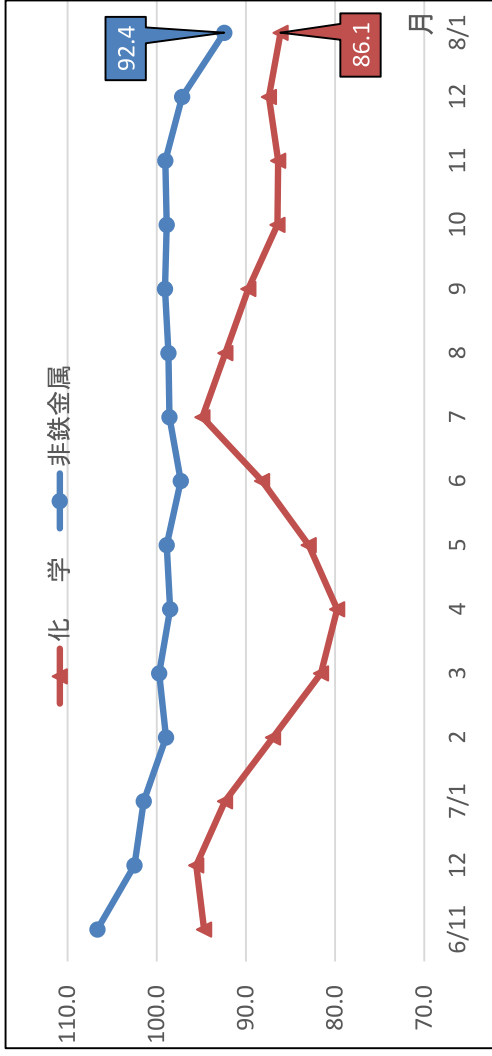
《電気機械》

○ 海外向けの需要の落ち込みにより、生産調整を継続している。予想よりも需要の落ち込みが長期化している。

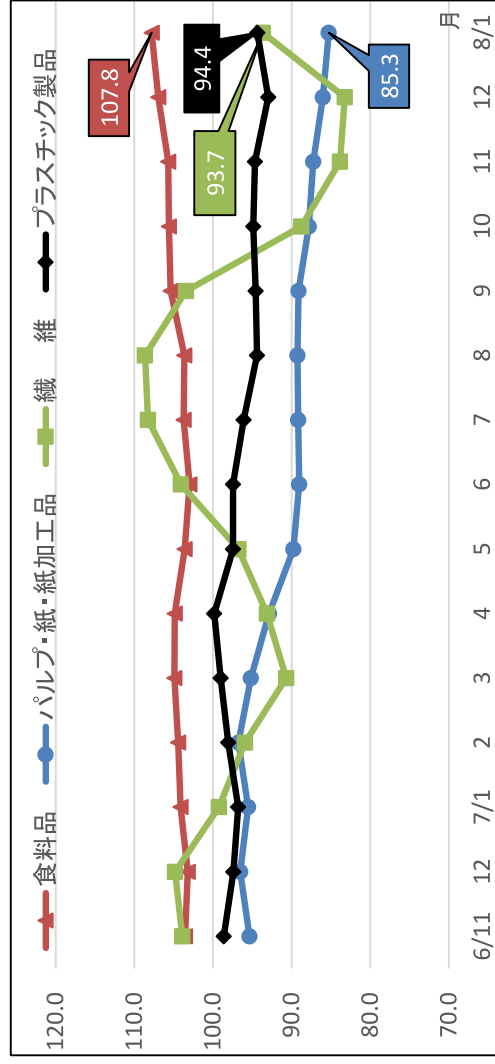
生産活動

【愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・季節調整済指数・3か月移動平均)】

(令和2年=100)



【出所】愛媛県の公表データから算出

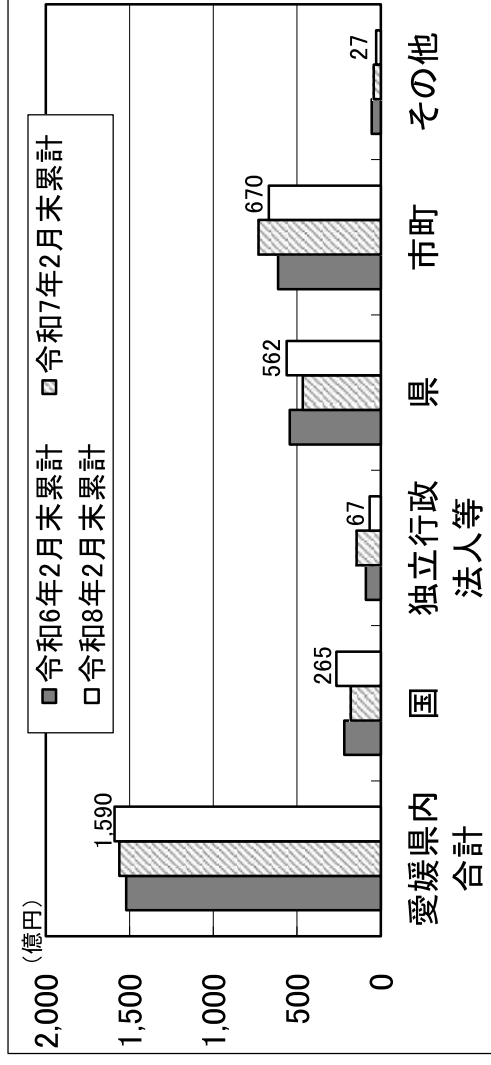


公共事業・住宅建設

公共事業 前年度を上回っている

○前払金保証請負金額でみると、独立行政法人等及び市町で前年度を下回っているもの、国及び県で前年度を上回っていることから、全体としては前年度を上回っている。

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(2月累計額)〕



住宅建設 前年を上回っている

○新設住宅着工戸数でみると、持家、貸家、分譲のいずれも前年を上回っている。

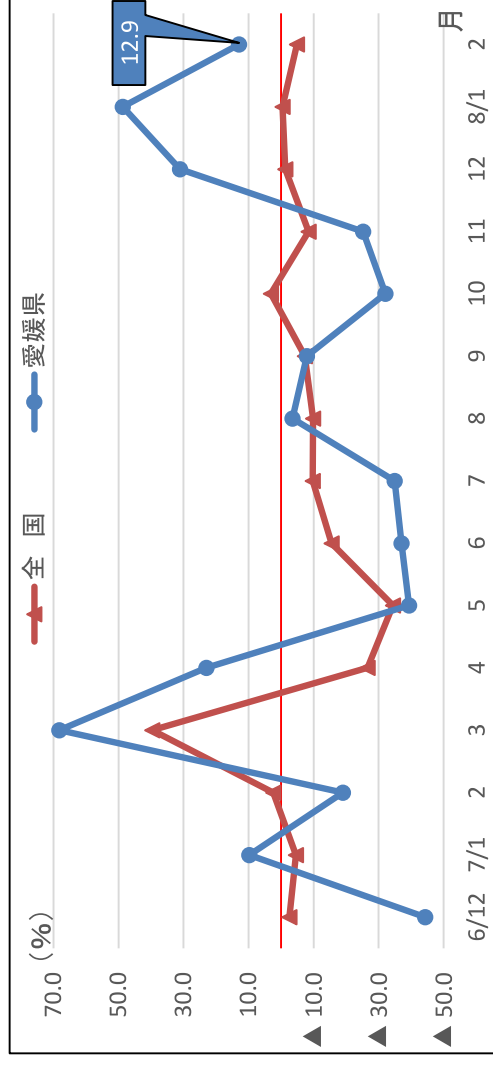
〔利用関係別着工戸数(愛媛県)〕

	前期(令和6年3月～令和7年2月)			今期(令和7年3月～令和8年2月)			前年同期比 (12月～2月)	
	3月～5月	6月～8月	9月～11月	3月～5月	6月～8月	9月～11月		
持家	643	763	748	532	701	656	602	13.2%
貸家	324	625	363	278	365	233	382	37.4%
分譲	178	237	386	89	110	260	173	94.4%
合計	1,147	1,668	1,503	904	1,225	1,157	1,167	29.1%

※合計は給与住宅を含む

【出所】国土交通省の公表データから算出

【出所】西日本建設業保証(株)等



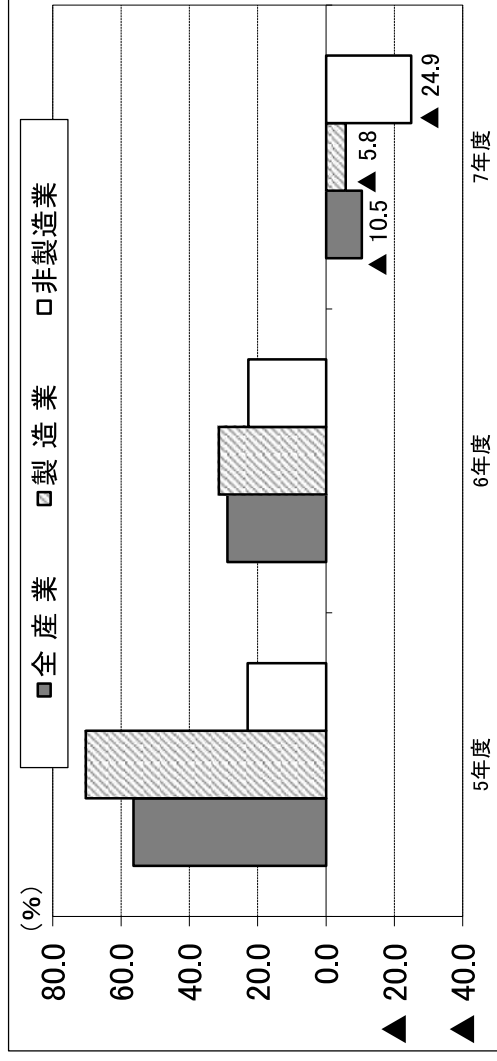
【出所】国土交通省

設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

7年度は前年度を下回る見込みとなっている

〔設備投資額 前年度比（愛媛県）〕



※ソフトウェア含む、土地除く

※令和5年度は令和6年1-3月期、令和6年度は令和7年1-3月期、令和7年度見込みは令和8年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

【出所】四国財務局松山財務事務所

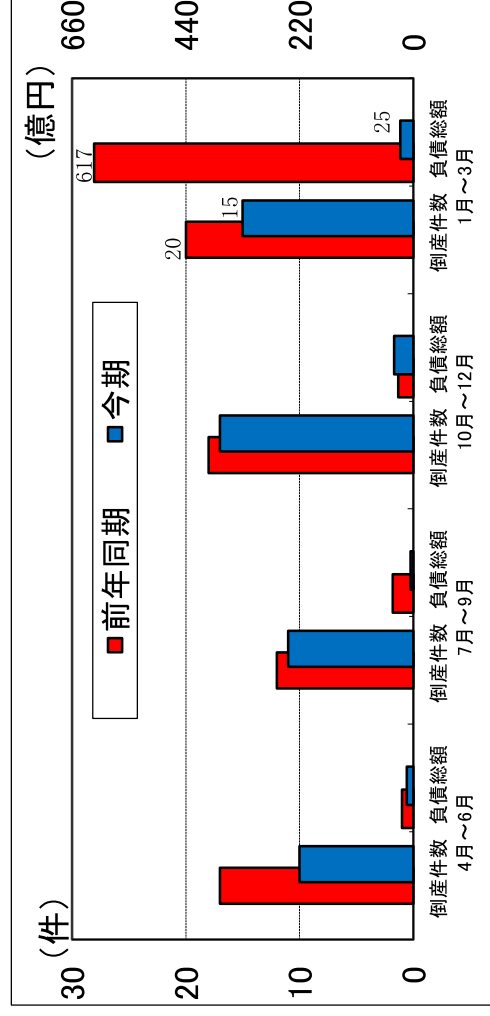
（企業倒産）

件数、負債総額ともに前年を下回っている。

（消費者物価）

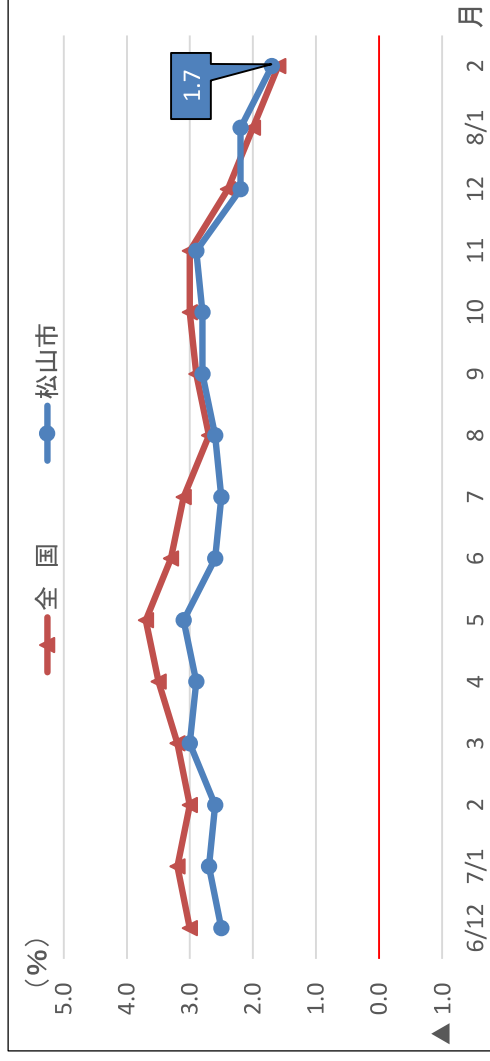
前年を上回っている

〔倒産件数、負債総額（負債総額1,000万円以上、愛媛県）〕



【出所】東京商工リサーチの公表データから算出

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合：前年同月比）〕



※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合がありますので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

2026年4月1日
日本銀行松山支店

企業短期経済観測調査結果の概要（2026年3月）

— 愛媛県分 —

今回調査から調査対象企業の見直しを実施しています。本資料に記載している計数は、特に断りのない限り、調査対象企業見直し後の新ベースとなっています。本件に関する詳細は、「短観調査対象企業の定例見直し」（3月9日公表）をご参照ください。

（回答期間） 2月26日～3月31日

（調査対象企業数）

	調査対象企業数		回答率
		うち中堅・中小	
全産業	132社	123社	100.0%
製造業	55社	50社	100.0%
非製造業	77社	73社	100.0%

（注）回答率は、業況判断の有効回答社数／調査対象企業数×100。

（参考）事業計画の前提となっている想定為替レート（全産業）

（円/ドル）

	2025年12月調査	2026年3月調査
2025年度	148.96	150.35
2026年度	—	153.41

1. 業況判断

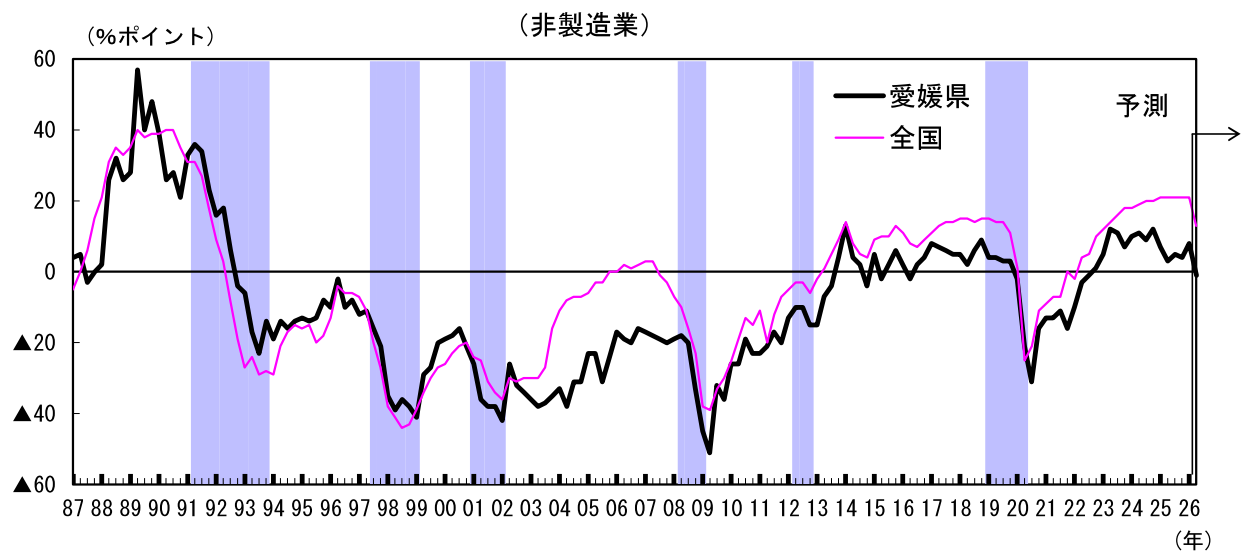
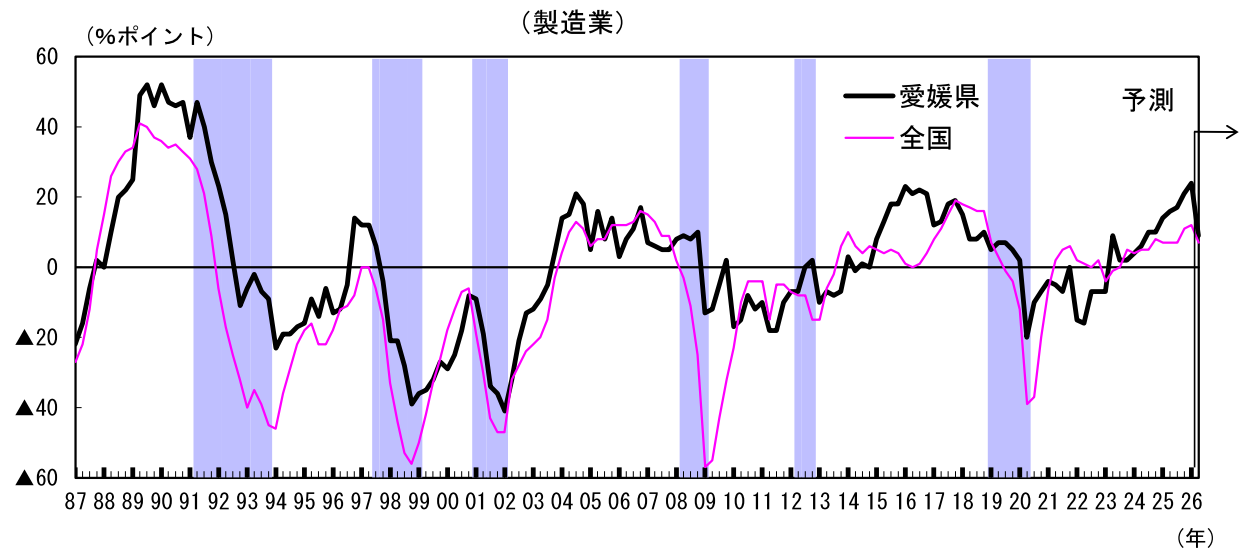
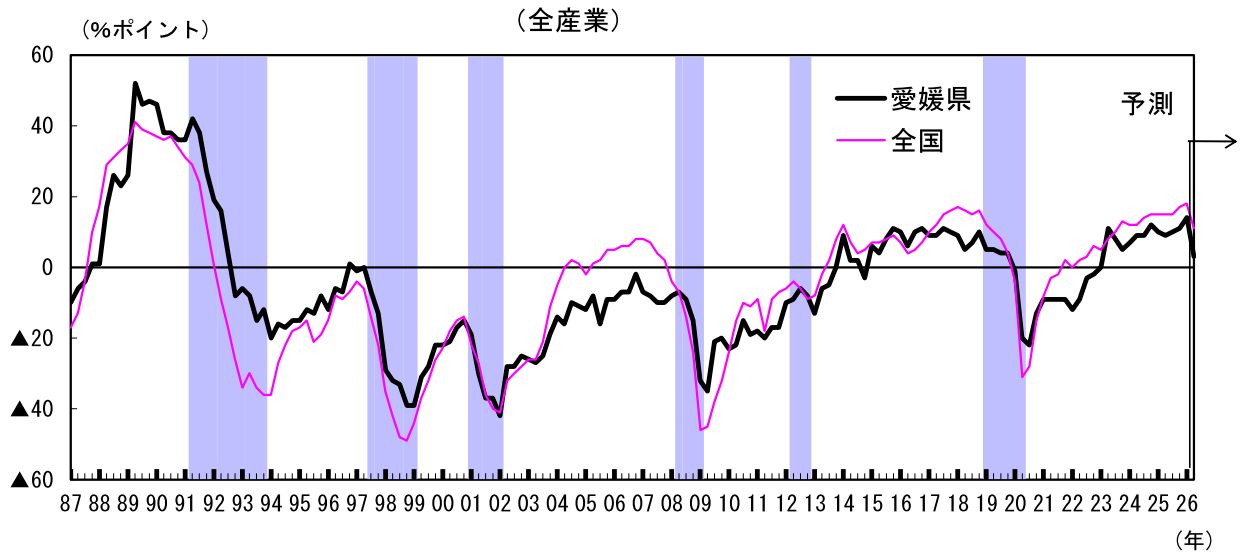
(「良い」-「悪い」、%ポイント)

		2025年12月調査		2026年3月調査			
		最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	最近	変化幅	
愛媛県	全産業	12	7	14	+ 2	3	▲11
	製造業	24	11	24	0	9	▲15
	食料品	12	0	12	0	▲12	▲24
	紙・パルプ	25	25	33	+ 8	25	▲ 8
	金属製品	20	▲40	0	▲20	▲20	▲20
	はん用・生産用・ 業務用機械	33	33	33	0	16	▲17
	輸送用機械	36	18	36	0	27	▲ 9
	その他製造業	25	0	25	0	0	▲25
	非製造業	4	4	8	+ 4	▲ 1	▲ 9
	建設	5	9	5	0	▲ 4	▲ 9
	卸売	▲ 6	▲12	6	+12	▲17	▲23
	小売	12	12	12	0	12	0
	運輸・郵便	9	9	17	+ 8	9	▲ 8
	対事業所サービス	▲25	0	0	+25	0	0
	対個人サービス	0	12	▲13	▲13	0	+13
全国	全産業	18	13	18	0	11	▲ 7
	製造業	11	8	12	+ 1	7	▲ 5
	非製造業	22	16	21	▲ 1	13	▲ 8

(注1) 愛媛県の業種別は、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(注2) 「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。以下、同じ。

(参考) 業況判断の推移



(注1) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

(注2) 2004年3月調査の調査対象企業等の見直しにおける前回調査の計数は、見直し後（新ベース）の計数を用いて接続。

(注3) 2004年3月調査以外の調査対象企業見直し時における前回調査の計数は、見直し前（旧ベース）の計数を用いて接続。

2. 事業計画（全規模）

（1）売上高

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+ 3.8	+ 6.4	+ 0.2	+ 0.7	—
製造業	+ 4.3	+ 8.0	+ 0.3	+ 1.2	—
非製造業	+ 2.1	+ 1.2	0.0	▲ 0.9	—

（2）経常利益

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+45.4	+14.5	▲ 2.2	+ 1.5	—
製造業	+54.1	+15.8	▲ 3.2	+ 2.7	—
非製造業	+22.6	+ 9.8	+ 1.6	▲ 3.2	—

（3）設備投資額（含む土地投資額）

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+16.1	▲ 8.5	+ 0.5	+ 0.1	—
製造業	+ 4.7	▲ 3.2	▲ 0.1	+ 1.8	—
非製造業	+50.3	▲19.4	+ 2.0	▲ 4.1	—

（4）ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+ 9.2	▲ 6.9	▲ 5.2	+ 3.3	—
製造業	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 7.1	+ 5.1	—
非製造業	+52.8	▲18.9	+ 1.0	▲ 2.0	—

（注1）修正率は、前回調査との対比。

（注2）24年度は、調査対象企業見直し前のベース。

【参考】事業計画（中堅・中小）

（１）売上高

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+ 4.2	+ 3.1	+ 0.2	0.0	—
製造業	+ 5.6	+ 2.2	+ 0.8	+ 0.5	—
非製造業	+ 2.4	+ 4.4	▲ 0.5	▲ 0.8	—

（２）経常利益

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+10.4	+11.3	+ 3.4	▲ 0.3	—
製造業	+33.3	+13.7	+ 6.9	▲ 1.1	—
非製造業	▲ 9.2	+ 7.7	▲ 1.6	+ 1.0	—

（３）設備投資額（含む土地投資額）

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+ 9.7	▲11.3	+10.0	+ 6.5	—
製造業	▲10.5	+11.5	+13.4	+ 2.7	—
非製造業	+49.3	▲38.0	+ 3.7	+14.5	—

（４）ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

（前年度比、％）

	24年度	25年度	修正率	26年度	
					修正率
全産業	+ 2.4	▲10.8	▲ 1.6	+12.5	—
製造業	▲22.1	+15.0	▲ 3.1	+ 9.6	—
非製造業	+63.5	▲41.4	+ 1.9	+19.3	—

（注1）修正率は、前回調査との対比。

（注2）24年度は、調査対象企業見直し前のベース。

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」-「供給超過」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
全産業	▲ 4	▲ 6	▲ 8	▲ 4	▲ 9	▲ 1
製造業	▲ 4	▲ 4	▲ 6	▲ 2	▲ 8	▲ 2
非製造業	▲ 4	▲ 9	▲10	▲ 6	▲10	0

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」-「不足」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
全産業	0		0	0		
製造業	4		0	▲ 4		
非製造業	▲ 5		0	+ 5		

(3) 仕入価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
全産業	55	59	60	+ 5	70	+10
製造業	54	60	62	+ 8	73	+11
非製造業	56	59	59	+ 3	67	+ 8

(4) 販売価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
全産業	35	40	35	0	42	+ 7
製造業	40	47	33	▲ 7	45	+12
非製造業	31	34	38	+ 7	41	+ 3

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		
				変化幅	変化幅	
全産業	▲10	▲10	▲8	+2	▲8	0
製造業	▲14	▲16	▲13	+1	▲13	0
非製造業	▲7	▲6	▲5	+2	▲3	+2

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		
				変化幅	変化幅	
全産業	▲51	▲52	▲50	+1	▲51	▲1
製造業	▲43	▲49	▲44	▲1	▲48	▲4
非製造業	▲58	▲55	▲56	+2	▲54	+2

(7) 企業金融判断 (全産業)

(%ポイント)

	2025年12月調査		2026年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		
				変化幅	変化幅	
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	14		13	▲1		
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	20		21	+1		
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	47	56	66	+19	66	0

以上



法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要

令和 8 年 4～6 月期調査

目 次

調 査 要 領	1
1. 企 業 の 景 況	2
2. 従 業 員 数	3
3. 売 上 高	4
4. 経 常 利 益	4
5. 設 備 投 資	4
6. 資 料 編	5

(1) 判断調査項目BSI表(原数値)
(2) 今年度における設備投資のスタンス
(3) 今年度における資金調達方法

財 務 省 四 国 財 務 局
松 山 財 務 事 務 所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本店の所在する工場を含む）。
ただし、電気・ガス・水道及び金融、保険は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数（社）	回答企業数（社）	回収率（%）
製造業	44	37	84.1
非製造業	72	65	90.3
合計	116	102	87.9

4. 調査時点

令和8年5月15日

5. 調査対象期間（時点）

- 判断項目：現状（令和8年4～6月期及び6月末）
見通し（令和8年7～9月期及び9月末、令和8年10～12月期及び12月末）
- 計数項目：令和8年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）

(注)

判断調査項目については、原則としてBSI（Business Survey Index）による。

BSIは、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

$BSI = (「上昇」と回答した企業の構成比40.0\%) - (「下降」と回答した企業の構成比30.0\%) = 10.0\%$ ポイントの「上昇」超

1. 企業の景況…現状4～6月期は「下降」超幅が拡大

現状4～6月期は、全産業では▲14.7%ポイントとなっており、前期（8年1～3月期）に比べ「下降」超幅が拡大している。

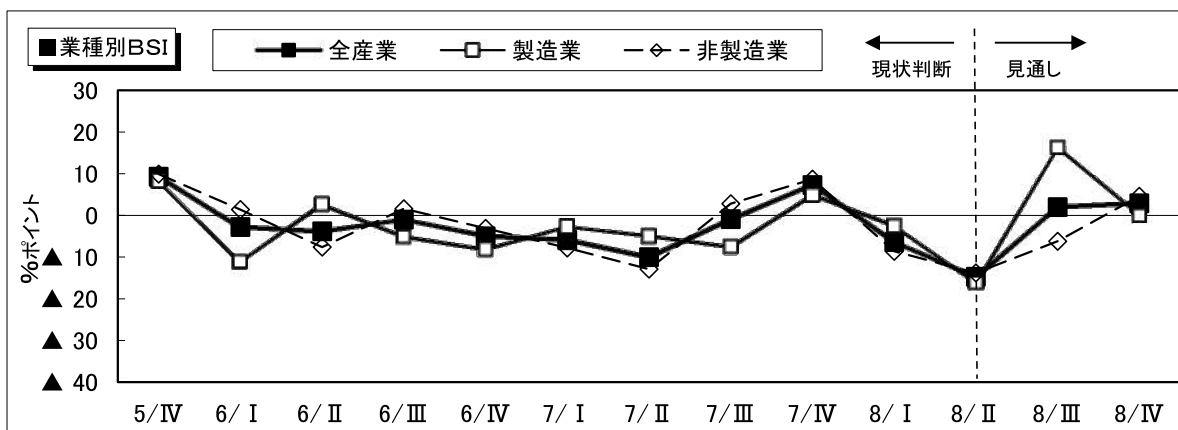
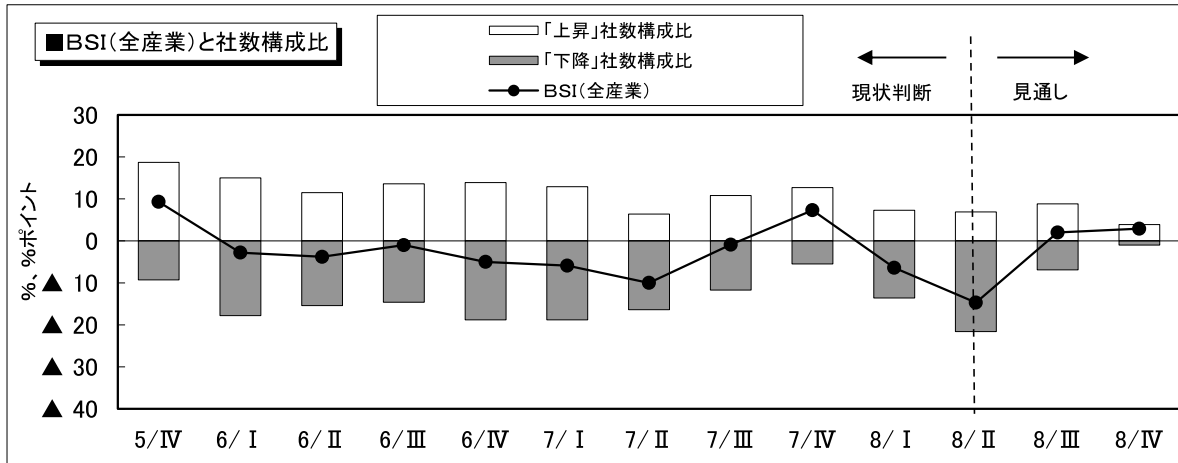
業種別にみると、製造業、非製造業ともに「下降」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、7～9月期は「上昇」超に転じ、10～12月期は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)〔原数値〕 (単位:%ポイント)

区 分	8年1～3月 前回調査	8年4～6月 現状判断	8年7～9月 見通し	8年10～12月 見通し
全 産 業	▲ 6.4	(▲ 0.9) ▲ 14.7	(▲ 0.9) 2.0	2.9
製 造 業	▲ 2.5	(2.5) ▲ 16.2	(0.0) 16.2	0.0
非 製 造 業	▲ 8.6	(▲ 2.9) ▲ 13.8	(▲ 1.4) ▲ 6.2	4.6

(注)8年4～6月、8年7～9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が縮小

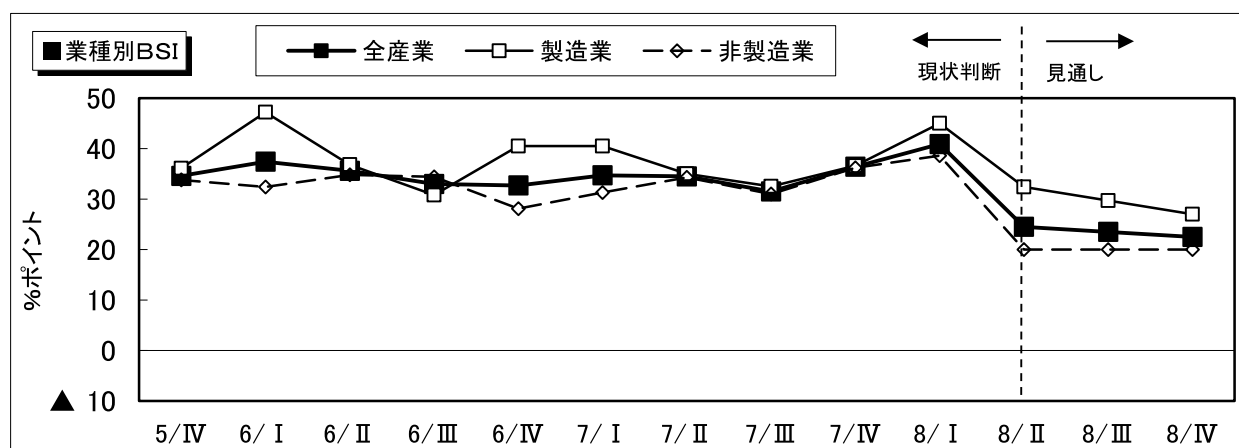
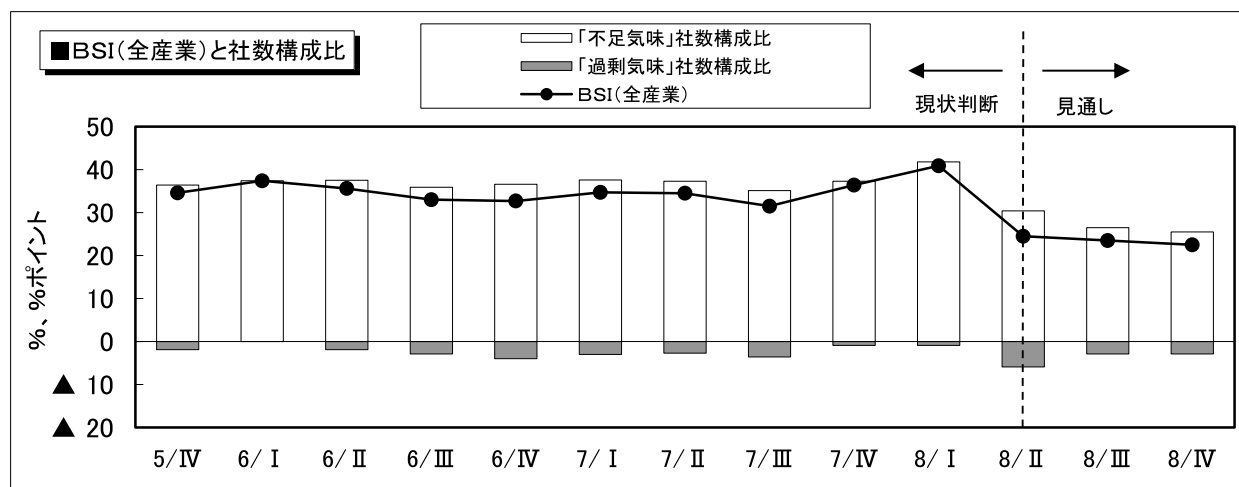
現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が縮小している。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに「不足気味」超幅が縮小している。

先行きについて、全産業でみると、9月末は「不足気味」超幅が縮小し、その後も縮小で推移する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)〔原数値〕 (単位:%ポイント)

区 分	8年3月末 前回調査	8年6月末 現状判断	8年9月末 見通し	8年12月末 見通し
全 産 業	40.9	(35.5) 24.5	(34.5) 23.5	22.5
製 造 業	45.0	(37.5) 32.4	(37.5) 29.7	27.0
非 製 造 業	38.6	(34.3) 20.0	(32.9) 20.0	20.0

(注)8年6月末、8年9月末の()書きは前回調査時の見通し



3. 売上高…増収見込み

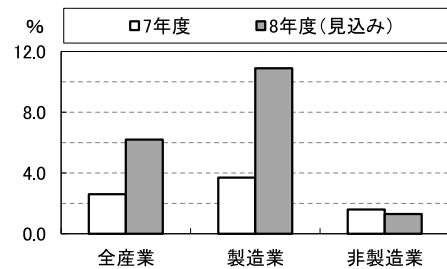
8年度は、全産業では前年度比で6.2%の増収見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で10.9%、非製造業で1.3%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率) (単位: %)

区 分	7年度	8年度
全 産 業	2.6	6.2
製 造 業	3.7	10.9
非 製 造 業	1.6	1.3

(注1) 県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2) 7年度は8年1~3月期調査の結果



4. 経常利益…増益見込み

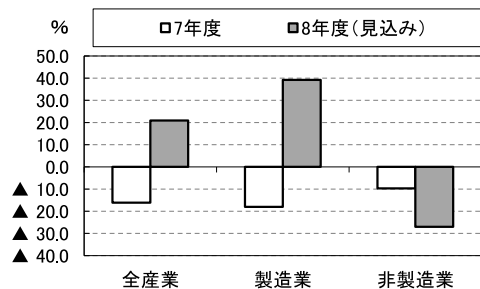
8年度は、全産業では前年度比で20.9%の増益見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で39.2%の増益見込み、非製造業で27.0%の減益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率) (単位: %)

区 分	7年度	8年度
全 産 業	▲ 16.1	20.9
製 造 業	▲ 18.0	39.2
非 製 造 業	▲ 9.7	▲ 27.0

(注1) 県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2) 7年度は8年1~3月期調査の結果



5. 設備投資…減少見込み

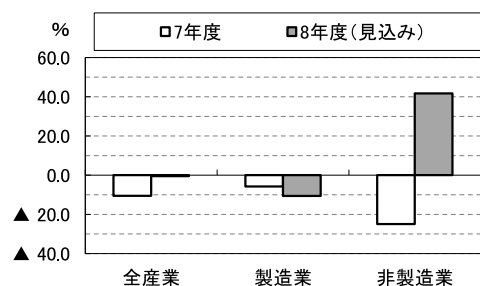
8年度は、全産業では前年度比で0.5%の減少見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で10.6%の減少見込み、非製造業で41.7%の増加見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率) (単位: %)

区 分	7年度	8年度
全 産 業	▲ 10.5	▲ 0.5
製 造 業	▲ 5.8	▲ 10.6
非 製 造 業	▲ 24.9	41.7

(注1) 土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2) 7年度は8年1~3月期調査の結果



6. 資料編

(1) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位: %ポイント)

項目別	業種別 期間別	全産業			製造業			非製造業		
		8年 4~6月	7~9月	10~12月	8年 4~6月	7~9月	10~12月	8年 4~6月	7~9月	10~12月
企業の景況 「上昇」-「下降」		▲ 14.7	2.0	2.9	▲ 16.2	16.2	0.0	▲ 13.8	▲ 6.2	4.6
国内の景況 「上昇」-「下降」		▲ 35.6	▲ 13.3	▲ 4.4	▲ 32.4	▲ 5.9	▲ 8.8	▲ 37.5	▲ 17.9	▲ 1.8
生産・販売などのための設備 「不足」-「過大」 (期末判断)		2.3	3.4	3.4	2.9	2.9	2.9	1.9	3.7	3.7
従業員数 「不足気味」-「過剰気味」 (期末判断)		24.5	23.5	22.5	32.4	29.7	27.0	20.0	20.0	20.0

(2) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
生産(販売)能力の拡大		54.8%	2	69.0%	2	45.5%	3
製(商)品・サービスの質的向上		31.5%	5	27.6%	4	34.1%	5
情報化への対応		32.9%	4	20.7%	5	40.9%	4
省力化合理化		52.1%	3	58.6%	3	47.7%	2
環境対策		9.6%	6	10.3%	6	9.1%	6
海外投資		4.1%	7	6.9%	8	2.3%	8
研究開発		4.1%	7	10.3%	6	0.0%	
新事業への進出		4.1%	7	3.4%	9	4.5%	7
維持更新		72.6%	①	79.3%	①	68.2%	①
その他		0.0%		0.0%		0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

(3) 今年度における資金調達方法

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
民間金融機関		63.1%	2	56.0%	2	67.5%	2
公的機関		24.6%	3	12.0%	5	32.5%	3
株式の発行		0.0%		0.0%		0.0%	
社債の発行		1.5%	9	4.0%	8	0.0%	
リース		16.9%	4	12.0%	5	20.0%	4
企業間信用		10.8%	5	20.0%	3	5.0%	5
資産の売却		4.6%	7	4.0%	8	5.0%	5
資産の流動化・証券化		4.6%	7	8.0%	7	2.5%	7
内部資金		70.8%	①	64.0%	①	75.0%	①
その他		6.2%	6	16.0%	4	0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

TEL (089) 941-7185

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) へ

2026年6月10日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。

すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、増加している。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、増加している。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。

業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	底堅く推移している。
コンビニエンスストア販売	底堅く推移している。
家電販売	増加している。
乗用車販売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	堅調に推移している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	横ばい圏内の動きとなっている。
紙	・ パ ル プ	横ばい圏内で推移している。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非	鉄 金 属	堅調に推移している。
食	料 品	増加している。
はん用・生産用機械		横ばい圏内で推移している。
電	気 機 械	低調に推移している。
輸送機械（造船）		高操業となっている。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%台のプラスとなっている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を下回った。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

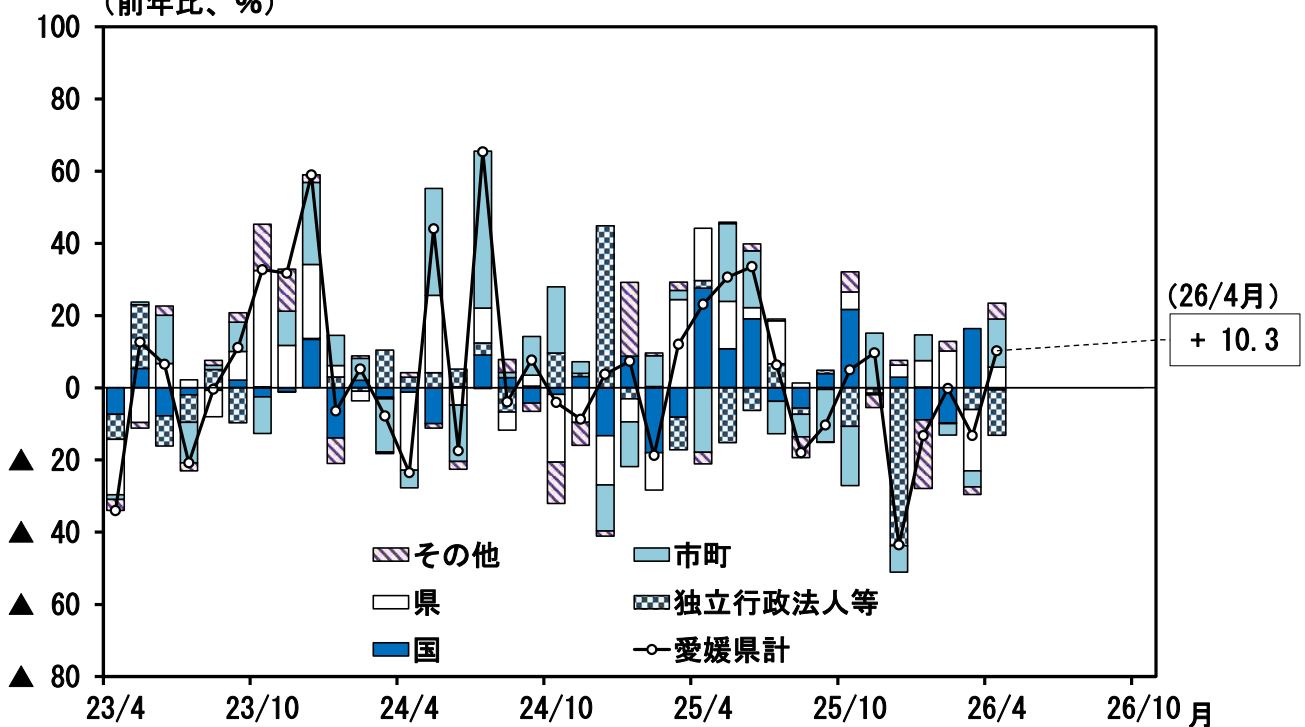
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

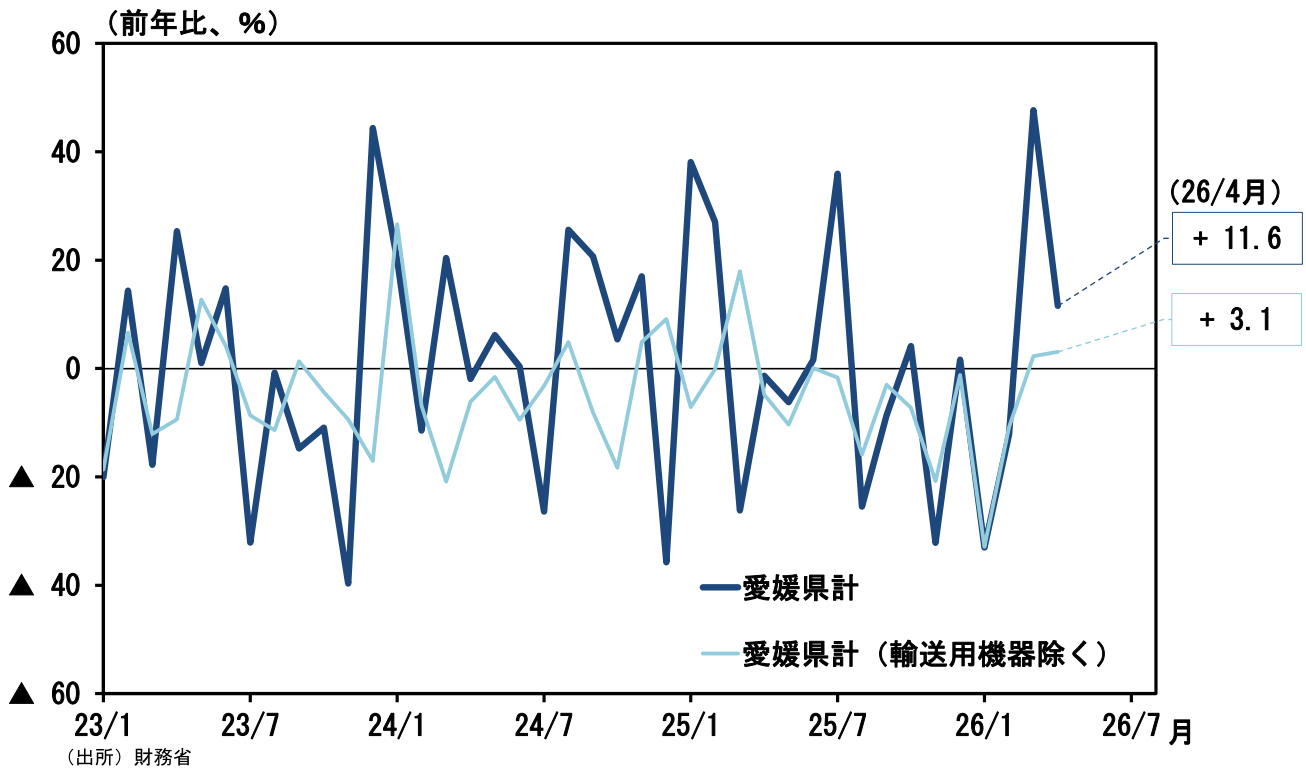
▽公共工事請負額

(前年比、%)



(出所) 西日本建設業保証株式会社

▽輸出額

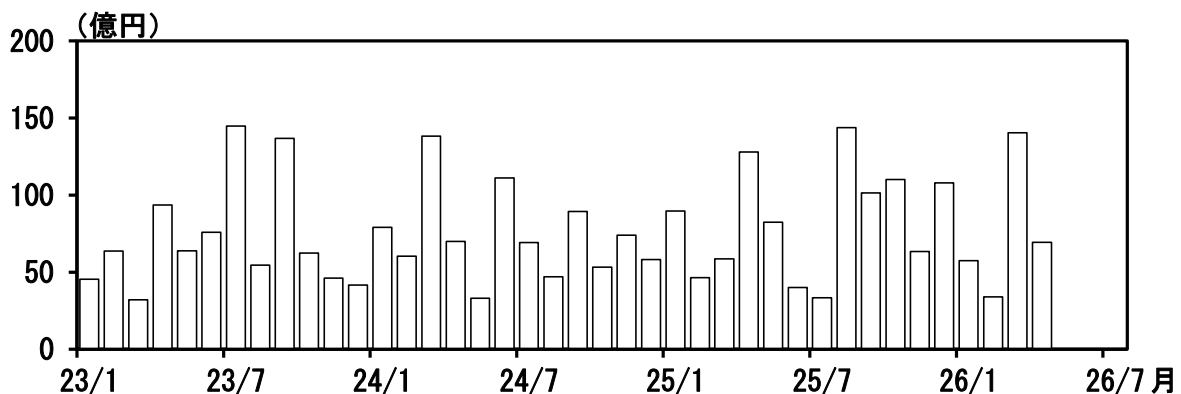


▽設備投資

愛媛県短観(ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額<除く土地投資額>)
(前年度比、%)

全規模	(前年度比、%)			
		24年度	25年度	26年度
	全産業	+ 9.2	▲ 6.9	+ 3.3
製造業	▲ 1.9	▲ 2.2	+ 5.1	
非製造業	+52.8	▲18.9	▲ 2.0	

建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)



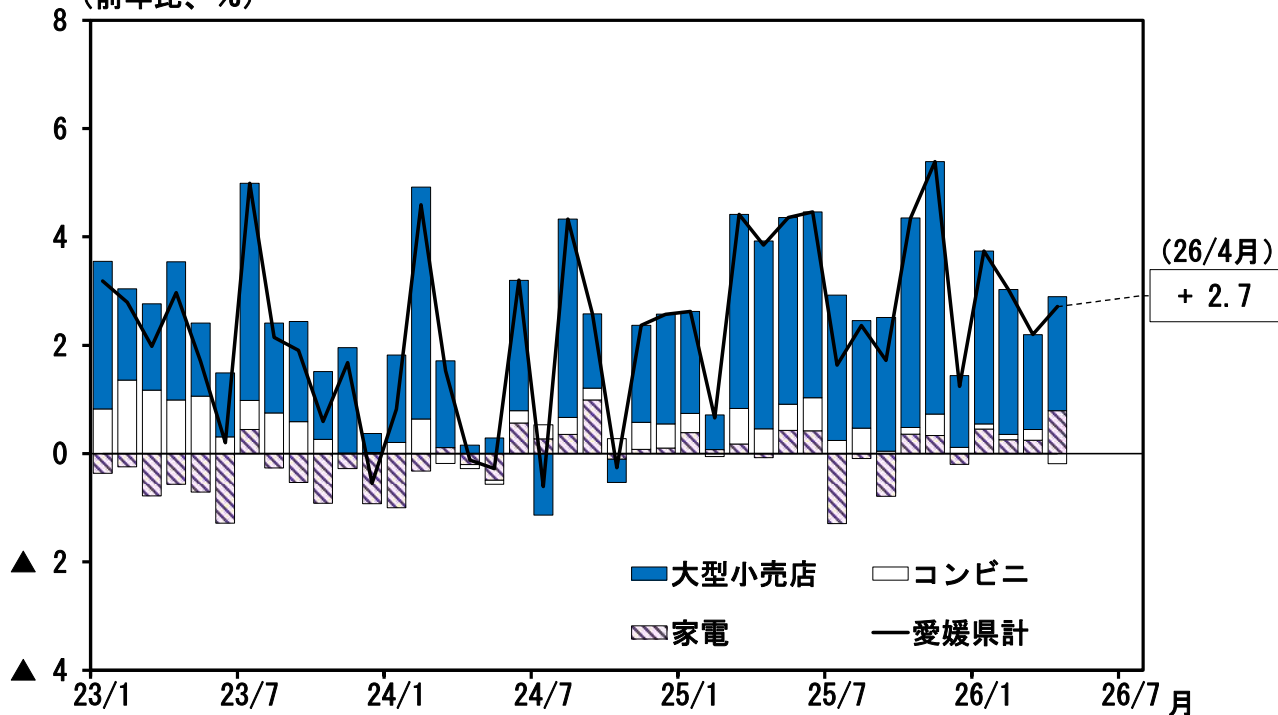
(注) 1. 愛媛県短観の24年度は実績値。25年度は26/3月時点の実績見込み値。26年度は26/3月時点の計画値。

2. 24年度は、調査対象企業見直し前のベース。

(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省

▽大型小売店等の販売額

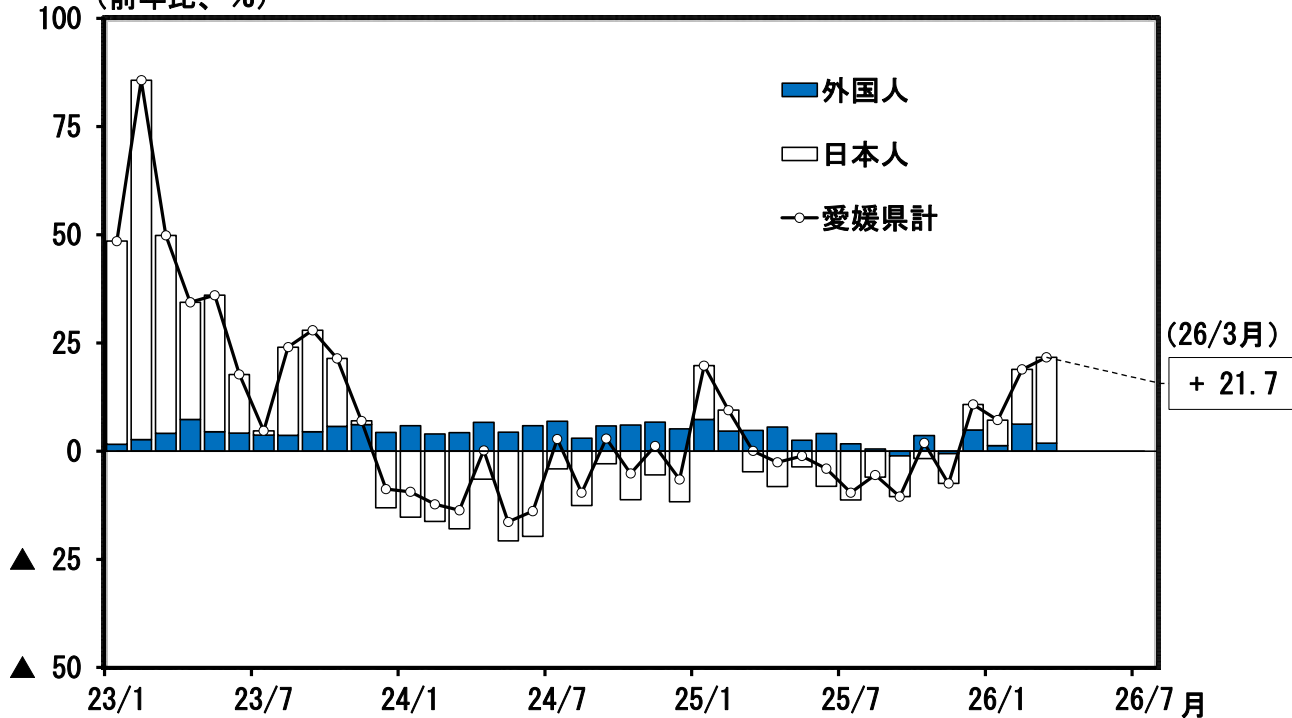
(前年比、%)



(注) 1. 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク係数を用いて当店算出。
 2. 百貨店およびスーパーの2025年計数は年間補正前、その他の2025年計数は年間補正後で算出。
 (出所) 経済産業省

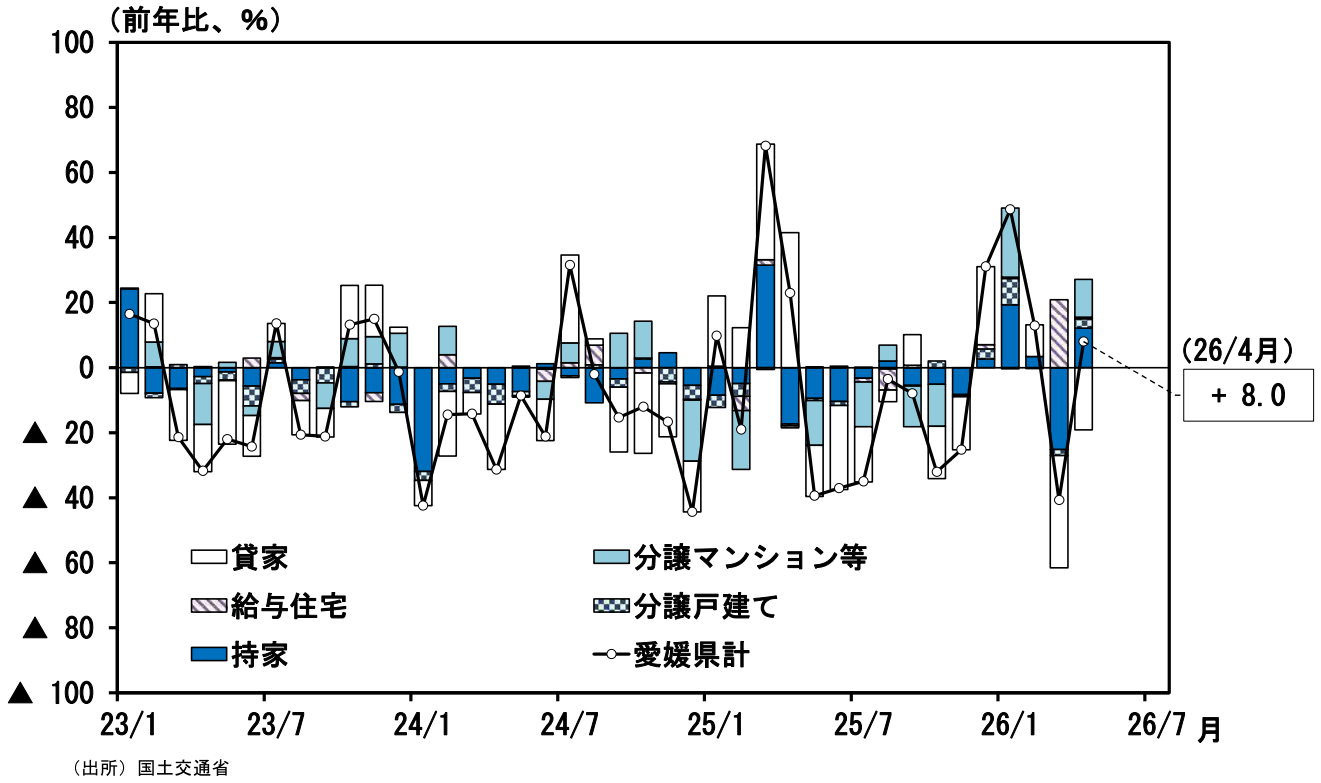
▽延べ宿泊者数

(前年比、%)

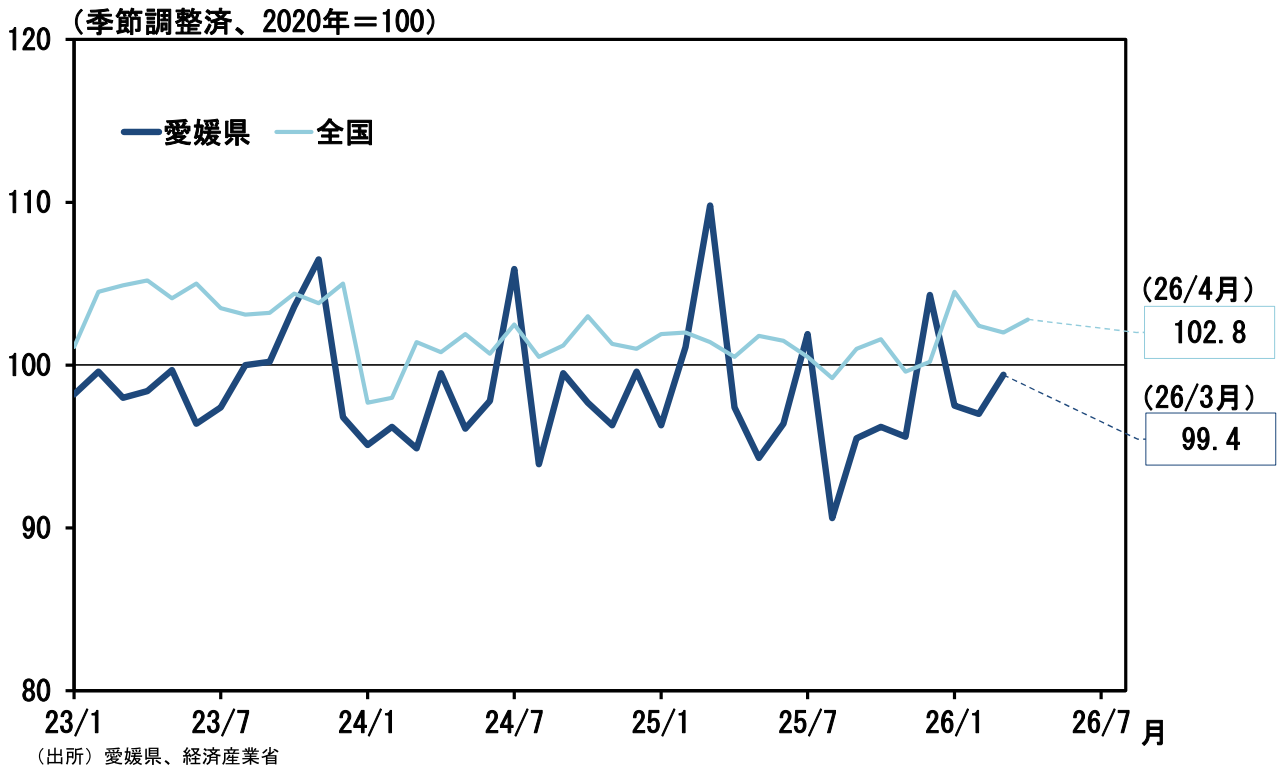


(出所) 観光庁

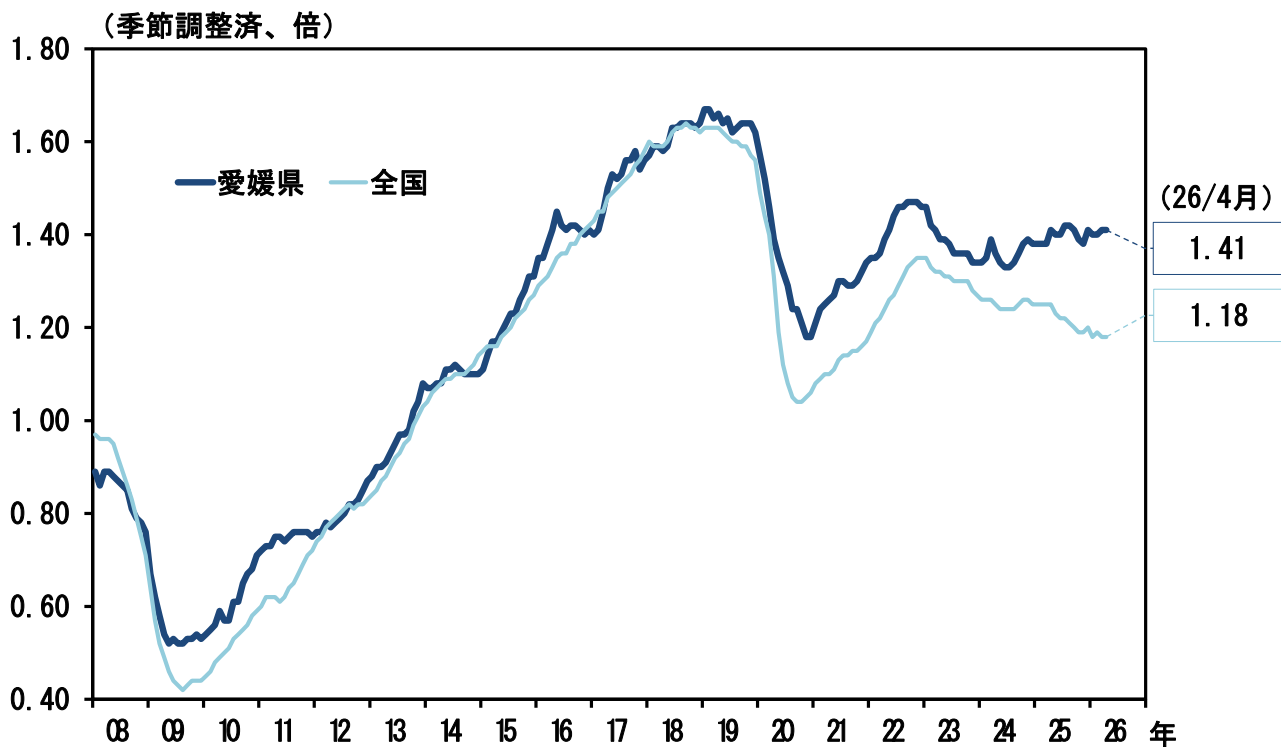
▽新設住宅着工戸数



▽鉱工業生産指数

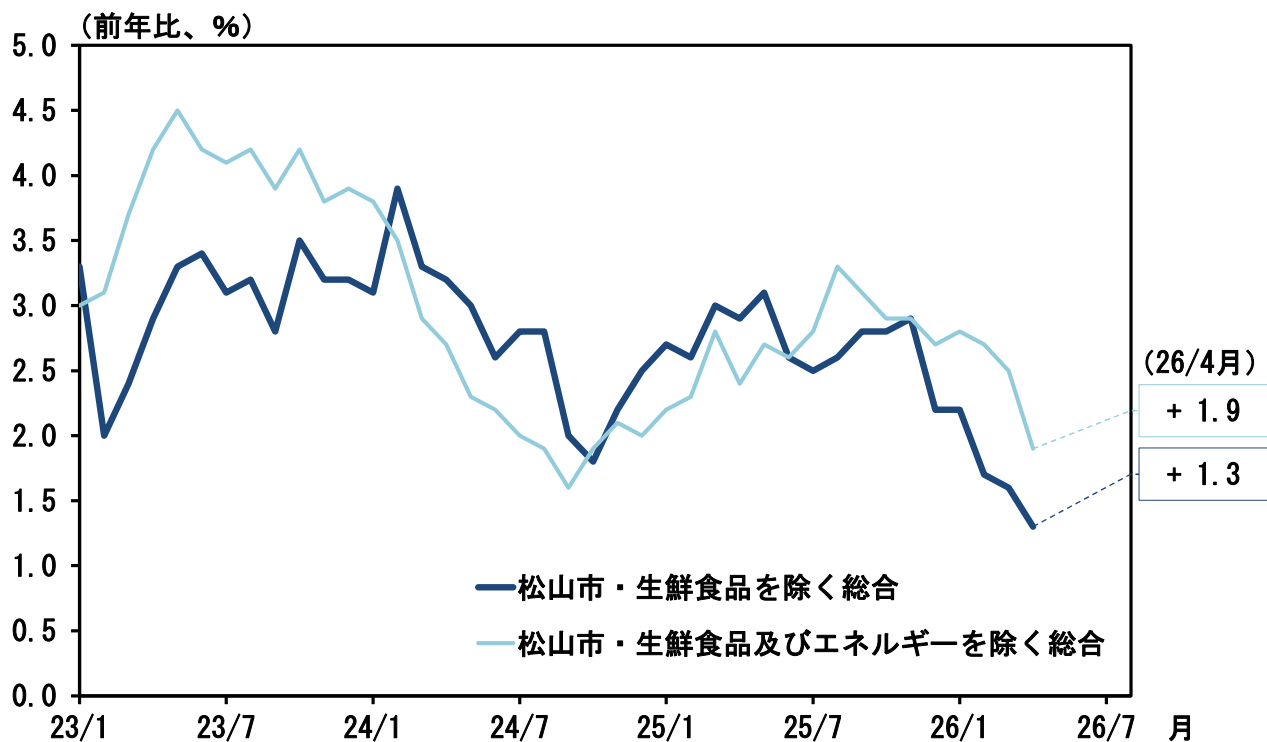


▽有効求人倍率



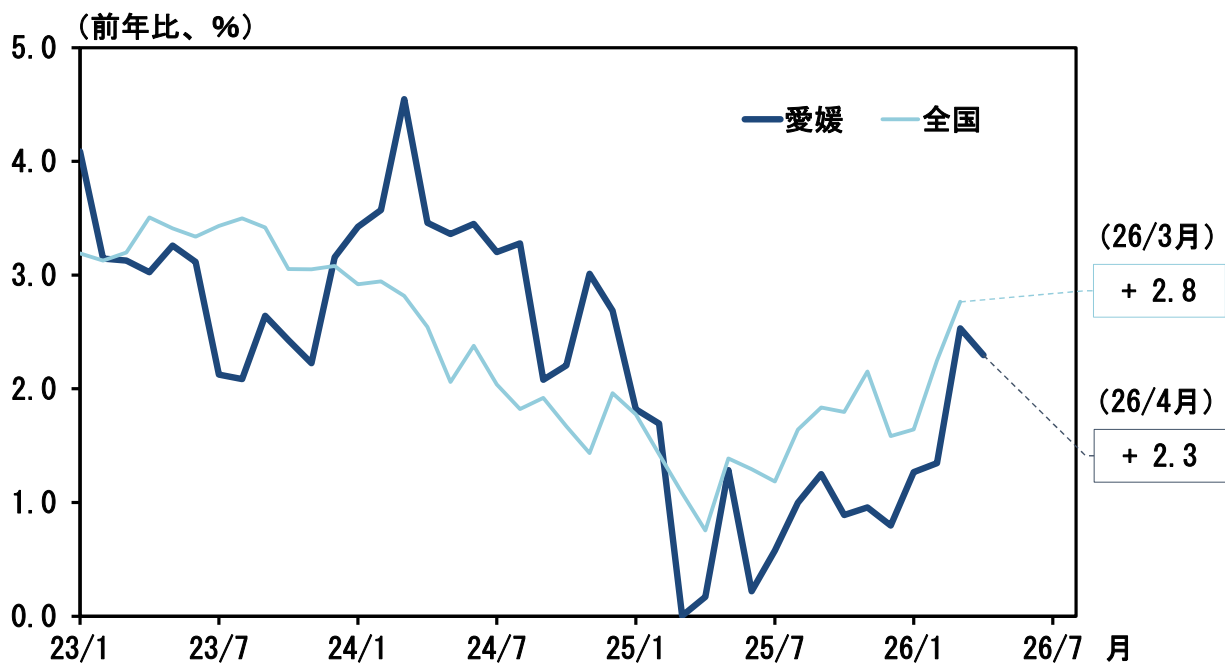
(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

▽消費者物価指数



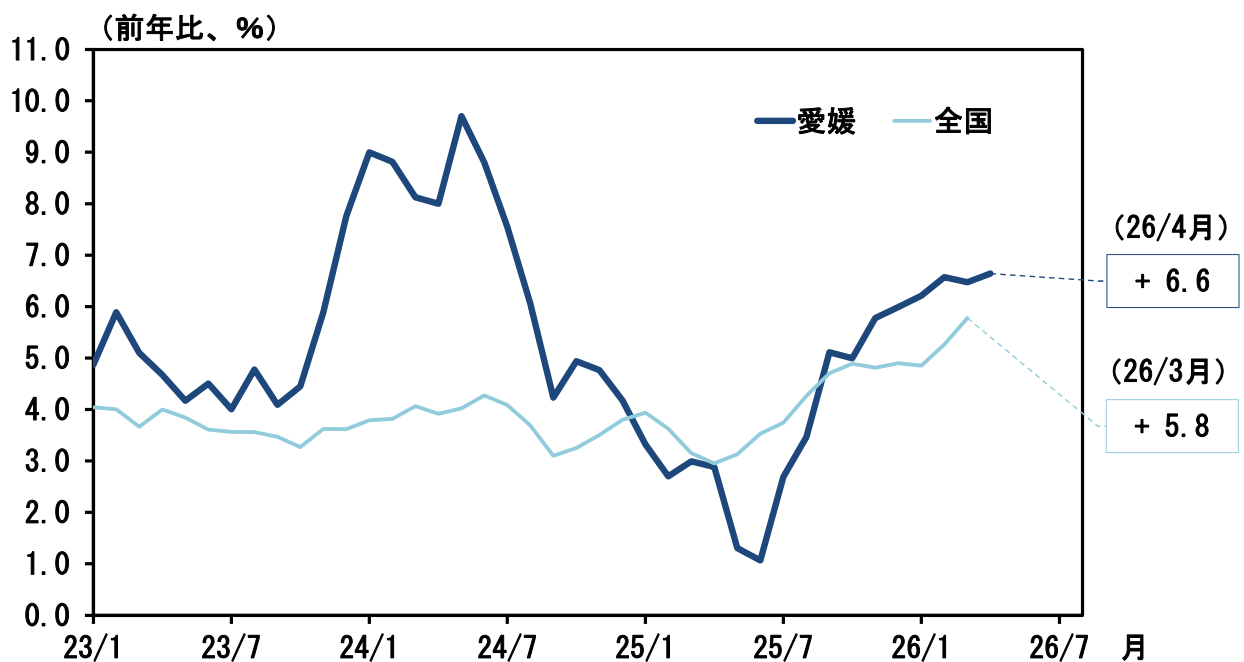
(出所) 総務省

▽実質預金(月末残高)



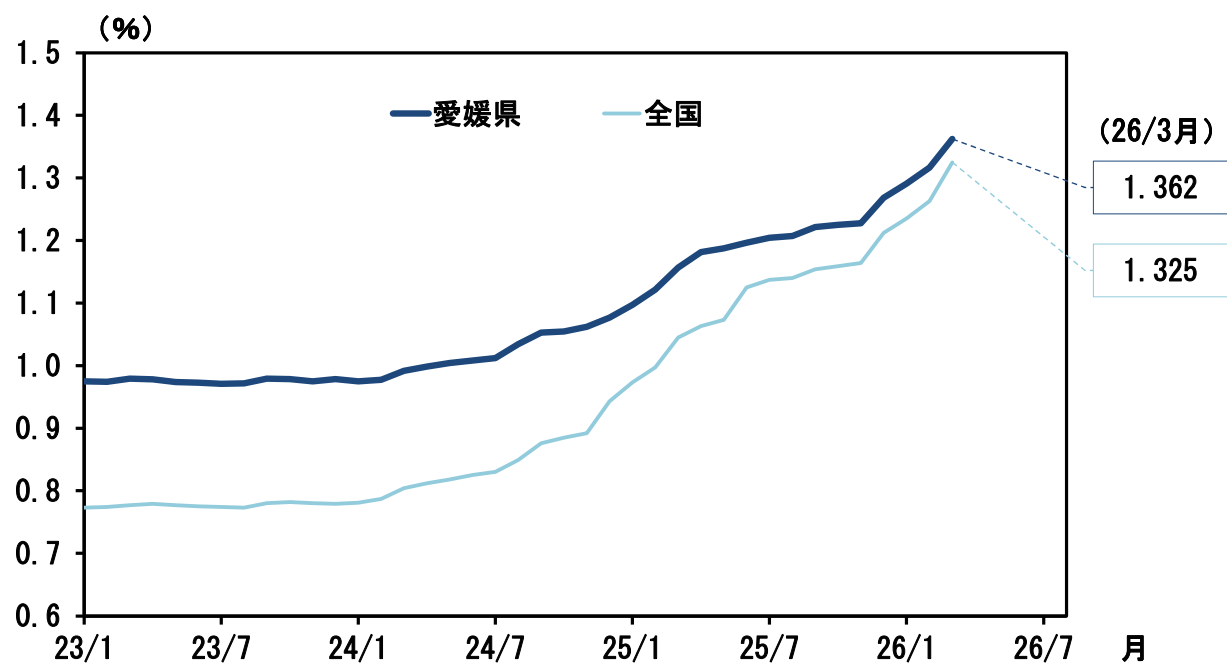
- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。
 5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したもの。
 (出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。
 (出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛県…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分(県外店舗を含む)。
 2. 全国…国内銀行分。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店

愛媛労働局発表
令和8年6月30日(火)

報道関係者 各位

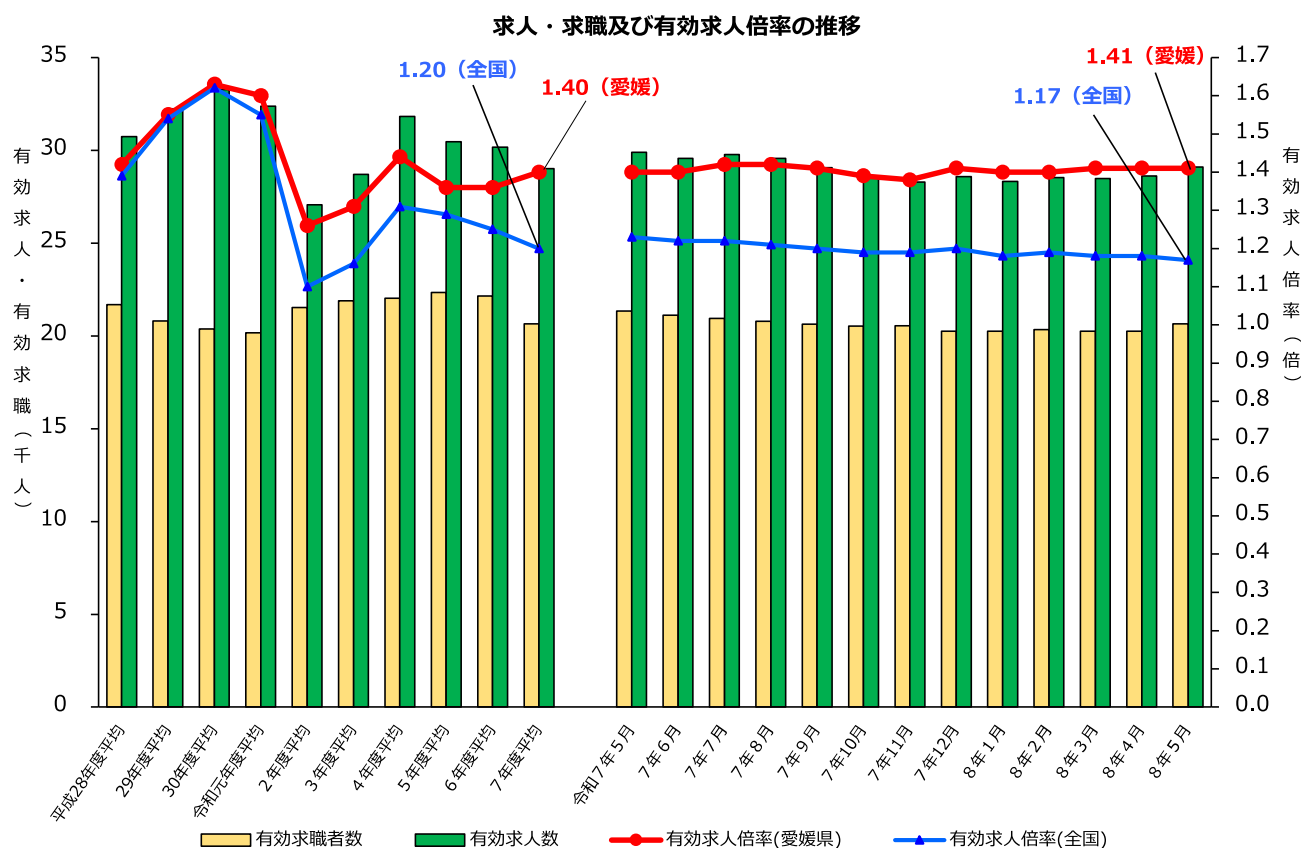
愛媛労働局職業安定部職業安定課
担当 課長 中村 義生
課長補佐 阿部 慎司
地方労働市場情報官 松本 功一
電話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和8年5月分）について
— 有効求人倍率は1.41倍(季節調整値) —
前月と同水準

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は1.41倍となり、前月と同水準であった。
正社員求人倍率（原数値）は1.19倍で前年同月差で0.03ポイント、2か月ぶりに上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東予地域、南予地域で前年同月を下回ったが、中予地域で前年同月を上回った。東予地域は1.25倍、中予地域は1.34倍、南予地域は1.21倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で2か月連続減少した。
主な産業別では、「卸売業、小売業」（8.9%増）で前年同月を上回ったが、「宿泊業、飲食サービス業」（19.2%減）、「医療、福祉」（13.6%減）、「運輸業、郵便業」（10.4%減）、「建設業」（7.8%減）、「製造業」（7.1%減）、「サービス業」（3.5%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で2か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和8年5月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料P10.11.12]

項目	令和8年5月	前月差(比)	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.41 倍	0.00 p	前月と同水準	
有効求人	29,102	1.7 %	前月比で2か月連続増加	482
有効求職	20,648	1.9 %	前月比で2か月連続増加	385
新規求人倍率	2.31 倍	▲ 0.19 p	前月差で2か月連続低下	
新規求人	10,093	▲ 1.8 %	前月比で2か月連続減少	▲ 187
新規求職	4,360	6.1 %	前月比で2か月連続増加	251

(注) 数値は季節調整値

【一般・パート別有効求人倍率】 [資料P7]

項目	令和8年5月	前年同月差	ポイント
一般(フルタイム)	1.53 倍	0.05 p	前年同月差で6か月連続上昇
正社員	1.19 倍	0.03 p	前年同月差で2か月ぶり上昇
パートタイム	0.99 倍	▲ 0.01 p	前年同月差で4か月ぶり低下

【地域別有効求人倍率】 [資料P8]

項目	令和8年5月	前年同月差	ポイント
東予	1.25 倍	▲ 0.03 p	前年同月差で17か月連続低下
中予	1.34 倍	0.07 p	前年同月差で20か月連続上昇
南予	1.21 倍	▲ 0.09 p	前年同月差で2か月連続低下

2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和8年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	28,127	▲ 3.3 %	前年同月比で10か月連続減少	▲ 945
新規求人	9,372	▲ 7.1 %	前年同月比で2か月連続減少	▲ 712
（主な産業）	建設業	744	▲ 7.8 %	▲ 63
	製造業	1,105	▲ 7.1 %	▲ 84
	運輸業, 郵便業	370	▲ 10.4 %	▲ 43
	卸売業, 小売業	1,377	8.9 %	113
	宿泊業, 飲食サービス業	379	▲ 19.2 %	▲ 90
	医療, 福祉	2,706	▲ 13.6 %	▲ 425
	サービス業	1,625	▲ 3.5 %	▲ 59

3 求 職 [資料 P10.11]

項 目	令和8年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 職	21,701	▲ 4.3 %	前年同月比で22か月連続減少 ▲ 978
新 規 求 職	4,279	▲ 6.2 %	前年同月比で2か月連続減少 ▲ 282

[態様別(新規求職)状況] [資料 P6]

項 目	令和8年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
在 職 者	934	▲ 10.3 %	前年同月比で3か月連続減少 ▲ 107
離 職 者	2,836	▲ 6.0 %	前年同月比で2か月連続減少 ▲ 181
事業主都合離職者	590	▲ 7.2 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 46
自己都合離職者	2,051	▲ 5.7 %	前年同月比で2か月連続減少 ▲ 124
無 業 者	509	1.2 %	前年同月比で6か月連続増加 6

4 就 職 [資料 P9.10]

項 目	令和8年5月	前年同月(期)比	ポイント (前年同月(期)差)
当 月	就 職 件 数	1,253	▲ 10.1 %
	就 職 率	29.3 %	▲ 1.3 p
累 計 (4～5月)	就 職 件 数	2,597	▲ 8.0 %
	就 職 率	25.8 %	▲ 0.7 p

5 雇用保険関係

項 目	令和8年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※1,553	▲ 23.5 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 477
受給者実人員	4,289	▲ 1.3 %	前年同月比で12か月ぶり減少 ▲ 55
月末現在雇用保険被保険者数	385,122	▲ 1.6 %	前年同月比で68か月連続減少 ▲ 6,439

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きにやや弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、多くの産業において人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、リスキリングによる能力向上の支援等を進めている。

また、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、多様な人材がその能力を最大限生かして活躍できる社会を実現するために、就業環境の整備や再就職支援を引き続き重点的に実施する。

※ 令和8年6月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 7月31日(金) ・全国分(厚生労働省取りまとめ) - 7月31日(金)

産業別新規求人の動向

令和8年5月

愛媛労働局

産業分類	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年	8年	8年	8年	8年	8年	年度合計 (対前年度比)
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
農 林 漁 業	42	95	59	33	141	127	50	82	80	76	81	49	69	118	
	▲37.3	20.3	▲26.3	▲49.2	5.2	32.3	▲29.6	17.1	14.3	24.6	▲5.8	▲29.0	64.3	6.3	
鉱業、砕石業、砂利採取業	0	6	5	5	2	6	0	0	0	0	5	1	3	4	
	▲100.0	▲50.0	—	66.7	▲50.0	200.0	▲100.0	—	▲100.0	—	—	▲50.0	—	100.0	
建 設 業	807	907	828	703	855	879	714	807	770	717	847	766	744	1,510	
	▲0.1	▲1.8	22.7	▲1.7	▲6.9	17.5	▲8.6	▲8.0	▲10.2	▲9.0	▲5.2	▲1.7	▲7.8	▲4.8	
製 造 業	1,189	1,175	1,079	1,141	1,205	1,284	928	1,335	1,290	1,164	1,335	1,208	1,105	2,313	
	▲2.2	▲4.9	▲12.6	▲14.7	▲3.8	4.6	▲32.9	11.0	17.5	▲15.2	10.1	▲10.3	▲7.1	▲8.8	
食料品製造業	246	246	210	244	278	212	191	225	225	245	266	201	244	445	
	6.5	▲11.2	▲20.5	▲14.4	▲6.7	▲20.3	▲26.3	▲3.4	3.7	▲14.9	23.7	12.9	▲0.8	5.0	
繊維工業	93	119	98	118	99	123	94	105	131	125	114	127	118	245	
	▲30.6	0.8	▲28.5	▲9.9	11.2	1.7	▲41.6	36.4	15.9	▲10.1	▲7.3	18.7	26.9	22.5	
パルプ・紙・紙加工品製造業	198	174	182	167	185	148	135	292	155	178	192	165	152	317	
	3.1	▲2.2	4.6	▲7.7	5.7	▲4.5	▲25.0	21.2	▲6.6	▲18.3	2.7	▲50.5	▲23.2	▲40.3	
金属製品製造業	95	107	99	112	116	162	63	114	157	104	119	178	114	292	
	▲24.6	▲13.0	▲21.4	▲1.8	38.1	6.6	▲51.9	37.3	44.0	▲14.8	15.5	48.3	20.0	35.8	
はん用機械器具製造業	84	62	79	67	78	85	78	88	89	81	90	95	87	182	
	6.3	▲12.7	▲6.0	▲23.0	▲19.6	16.4	▲20.4	0.0	8.5	▲3.6	8.4	▲3.1	3.6	0.0	
生産用機械器具製造業	83	66	35	74	52	63	45	88	68	49	82	42	29	71	
	31.7	4.8	▲47.8	37.0	▲42.9	1.6	▲22.4	14.3	19.3	▲47.3	20.6	13.5	▲65.1	▲40.8	
電気機械器具製造業	10	65	37	24	60	103	36	36	86	36	76	86	58	144	
	▲54.5	109.7	▲14.0	▲66.7	42.9	232.3	▲45.5	▲14.3	290.9	44.0	13.4	22.9	480.0	80.0	
輸送用機械器具製造業	213	156	151	144	179	165	111	181	190	168	181	159	120	279	
	14.5	▲13.8	26.9	▲33.0	14.7	26.9	▲49.5	11.7	77.6	▲18.0	24.0	2.6	▲43.7	▲24.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	12	20	10	14	22	21	15	21	11	12	28	7	4	11	
	33.3	▲42.9	11.1	▲12.5	▲47.6	50.0	87.5	▲4.5	▲54.2	▲20.0	27.3	▲50.0	▲66.7	▲57.7	
情 報 通 信 業	50	65	89	118	70	69	117	78	75	124	56	58	130	188	
	▲31.5	▲35.6	▲14.4	45.7	▲28.6	▲37.8	58.1	▲14.3	▲56.6	82.4	21.7	▲60.0	160.0	▲3.6	
運 輸 業、 郵 便 業	413	478	577	425	436	600	382	388	538	418	456	579	370	949	
	▲9.8	11.9	▲4.5	▲15.3	▲11.0	▲1.0	▲30.3	▲25.4	▲9.0	▲15.9	▲13.5	0.5	▲10.4	▲4.0	
卸 売 業、 小 売 業	1,264	1,113	1,361	1,302	1,002	1,413	1,160	1,013	1,313	1,208	1,086	1,180	1,377	2,557	
	▲16.2	▲5.3	▲4.8	▲12.4	▲20.0	▲9.2	▲20.8	▲16.6	▲15.7	▲13.6	▲15.2	▲14.7	8.9	▲3.4	
金 融 業、 保 険 業	57	74	120	65	64	77	45	55	153	44	43	117	36	153	
	▲19.7	13.8	▲17.8	▲1.5	4.9	▲37.4	▲50.5	▲17.9	40.4	▲63.6	▲38.6	11.4	▲36.8	▲5.6	
不動産業、物品質借業	59	73	110	49	68	78	51	60	47	55	63	56	56	112	
	▲33.0	▲25.5	115.7	▲39.5	4.6	▲16.1	▲42.7	▲24.1	▲36.5	▲31.3	▲29.2	▲31.7	▲5.1	▲20.6	
学術研究、専門・技術サービス業	201	207	226	173	192	262	192	225	276	200	235	256	283	539	
	▲1.5	▲14.5	14.7	19.3	▲9.0	26.6	31.5	8.2	33.3	26.6	▲4.1	49.7	40.8	44.9	
宿泊業、飲食サービス業	469	431	516	512	466	567	418	418	452	402	518	446	379	825	
	6.3	▲29.8	▲15.7	8.2	▲19.2	▲20.3	▲15.4	▲5.6	▲27.9	▲19.6	15.9	▲21.6	▲19.2	▲20.5	
宿 泊 業	168	140	144	150	137	201	143	104	138	162	168	142	160	302	
	0.6	▲25.5	4.3	▲17.1	▲16.0	26.4	▲25.1	▲21.2	▲14.8	▲3.6	3.1	▲17.4	▲4.8	▲11.2	
飲 食 サ ー ビ ス 業	301	291	372	362	329	366	275	314	314	240	350	304	219	523	
	9.9	▲31.7	▲21.5	24.0	▲20.5	▲33.7	▲9.2	1.0	▲32.5	▲27.7	23.2	▲23.4	▲27.2	▲25.1	
生活関連サービス業、娯楽業	436	311	287	427	350	274	264	323	267	322	270	254	275	529	
	6.1	▲27.0	▲7.7	7.6	▲7.4	▲18.9	▲23.5	3.2	▲11.6	▲30.0	▲23.5	▲3.1	▲36.9	▲24.2	
教 育、 学 習 支 援 業	87	115	124	125	125	121	86	128	160	160	164	147	95	242	
	▲26.9	18.6	39.3	16.8	50.6	▲20.4	▲22.5	17.4	▲3.0	12.7	13.9	45.5	9.2	28.7	
医 療、 福 祉	3,131	2,904	3,130	2,811	2,908	3,024	2,687	3,061	3,274	3,059	3,091	3,100	2,706	5,806	
	▲3.7	2.7	5.6	▲6.3	▲3.9	▲8.2	▲14.9	▲2.2	1.7	▲6.2	▲1.0	10.1	▲13.6	▲2.4	
医 療 業	1,052	1,091	971	990	1,126	992	960	1,175	1,185	1,056	1,137	1,176	977	2,153	
	▲12.8	7.8	▲10.5	▲7.3	1.4	▲13.4	▲10.8	▲1.2	13.7	▲7.1	▲2.5	28.7	▲7.1	9.5	
社会保険・社会福祉・介護事業	2,066	1,798	2,136	1,799	1,770	2,016	1,715	1,872	2,048	1,984	1,931	1,906	1,711	3,617	
	2.2	0.2	14.9	▲5.9	▲6.7	▲5.0	▲16.8	▲2.6	▲4.0	▲5.9	▲0.4	1.4	▲17.2	▲8.3	
複 合 サ ー ビ ス 専 業	67	114	122	106	90	151	56	45	87	64	93	85	43	128	
	▲43.2	111.1	▲3.2	47.2	▲3.2	18.0	80.6	7.1	▲41.6	82.9	17.7	▲55.5	▲35.8	▲50.4	
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,884	1,740	1,780	1,494	1,726	1,932	1,538	1,805	1,686	1,648	1,914	1,859	1,625	3,484	
	7.1	24.5	11.0	0.1	15.5	▲14.4	▲6.2	24.1	▲0.2	▲6.6	21.4	7.1	▲3.5	1.9	
職業紹介・労働者派遣業	848	850	897	833	958	1,032	792	925	873	812	1,095	1,158	989	2,147	
	18.8	40.0	18.2	4.1	39.0	▲20.1	▲12.0	31.2	▲4.5	▲11.1	43.1	34.7	16.6	25.7	
公務(他に分類されるものを除く)その他	116	145	87	49	125	116	217	689	765	293	132	150	72	222	
	▲18.3	▲9.9	3.6	▲57.8	▲45.9	▲9.4	▲2.7	23.5	37.3	16.3	▲12.6	2.7	▲37.9	▲15.3	
合 計	10,084	9,973	10,510	9,552	9,847	11,001	8,920	10,533	11,244	9,966	10,417	10,318	9,372	19,690	
	▲4.5	0.0	1.9	▲5.9	▲5.4	▲6.7	▲16.3	1.3	▲2.0	▲9.2	0.7	▲1.7	▲7.1	▲4.3	

(注)1 上段:新規求人数(原数値、パートを含む。)、下段:新規求人の対前年度比。

2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

安定所別・主要産業別新規求人への動向
 (令和8年5月 対前年増減数)

愛媛労働局

	松山		今治		新居浜		西条		四国中央		八幡浜		宇和島		大洲		県計										
	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	8年 5月	7年 5月	増減								
農, 林, 漁業	9	5	4	6	▲2	1	0	7	▲4	4	0	4	11	3	8	31	17	14	4	2	69	42	27				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3				
建設業	434	444	▲10	85	▲16	73	89	58	14	27	▲1	16	13	3	36	53	▲17	17	▲20	744	807	▲63	▲63				
製造業	261	308	▲47	351	▲78	106	77	110	11	177	▲55	54	51	3	54	23	31	59	37	22	1,105	1,189	▲84	▲84			
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	4	▲3	2	1	0	0	0	0	1	6	▲5	0	0	0	0	0	0	0	1	▲1	4	12	▲8			
情報通信業	120	42	78	3	2	2	4	▲2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	130	50	80	
運輸業, 郵便業	159	175	▲16	63	42	32	35	▲3	11	53	48	5	18	24	▲6	19	50	▲31	36	▲21	370	413	▲43	▲43			
卸売業, 小売業	886	749	137	167	▲43	82	45	37	27	51	43	8	84	77	7	71	65	6	9	22	▲13	1,377	1,264	113			
金融業, 保険業	33	41	▲8	3	▲2	0	2	▲2	1	0	3	▲3	0	0	0	0	0	0	1	6	▲5	36	57	▲21			
不動産業, 物品買借業	31	37	▲6	4	3	1	9	5	4	5	2	3	0	0	0	2	4	▲2	5	0	56	59	▲3	▲3			
学術研究, 専門・ 技術サービス業	151	96	55	7	13	▲6	21	12	9	6	0	6	42	43	▲1	35	32	3	15	3	283	201	82	82			
宿泊業, 飲食サービス業	153	284	▲131	66	6	24	25	▲1	31	36	24	12	14	2	12	28	32	▲4	27	14	13	379	469	▲90			
生活関連サービス業, 娯楽業	165	200	▲35	15	▲14	46	126	▲80	15	18	▲3	12	14	33	▲19	19	10	9	3	20	▲17	275	436	▲161			
教育, 学習支援業	60	57	3	15	6	9	5	1	4	3	2	1	6	▲5	4	6	▲2	1	3	▲2	6	0	95	87	8		
医療, 福祉	1,569	1,759	▲190	249	285	▲36	337	410	▲73	160	152	8	43	94	▲51	176	168	8	85	118	▲33	2,706	3,131	▲425			
医療業	522	554	▲32	118	147	▲29	101	85	16	68	70	▲2	19	42	▲23	53	46	21	29	59	▲30	977	1,052	▲75			
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,039	1,192	▲153	131	138	▲7	236	325	▲89	92	82	10	20	52	▲32	103	122	▲19	56	59	▲3	1,711	2,066	▲355			
複合サービス事業	9	19	▲10	3	9	▲6	4	2	2	12	8	4	1	0	0	3	13	▲10	1	7	▲6	43	67	▲24			
サービス業 (他に分類されないもの)	1,191	1,291	▲100	58	58	179	161	104	▲88	28	24	4	32	10	22	35	29	6	8	7	1	1,625	1,684	▲59			
公営(他に分類される ものを除く)・その他	44	51	▲7	4	12	▲8	2	13	▲11	10	22	▲12	0	0	0	7	10	▲3	0	2	▲2	72	116	▲44			
合計	5,276	5,562	▲286	1,051	1,162	▲111	923	1,007	▲84	509	572	▲63	446	526	▲80	392	421	▲29	517	509	8	258	325	▲67	9,372	10,084	▲712

(注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含む。

新規求職者離職理由別の推移

令和8年5月

愛媛労働局

	求職者計	①		②				③			
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他	
【月平均】	【4,565】	【1,215】	【2,796】	【104】	【587】	【2,026】	【72】	【527】	【172】	【355】	
令和3年度	54,781	14,583	33,557	1,250	7,041	24,316	866	6,322	2,064	4,258	
	4.3	17.7	▲ 0.6	▲ 9.6	▲ 19.9	5.9	52.5	14.3	▲ 0.8	23.4	
【月平均】	【4,468】	【1,181】	【2,787】	【108】	【546】	【2,064】	【62】	【500】	【164】	【336】	
令和4年度	53,613	14,170	33,443	1,296	6,552	24,764	749	6,000	1,972	4,028	
	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 0.3	3.7	▲ 6.9	1.8	▲ 13.5	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 5.4	
【月平均】	【4,391】	【1,135】	【2,742】	【107】	【552】	【2,027】	【50】	【514】	【159】	【356】	
令和5年度	52,697	13,619	32,908	1,286	6,627	24,326	601	6,170	1,902	4,268	
	▲ 1.7	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 0.8	1.1	▲ 1.8	▲ 19.8	2.8	▲ 3.5	6.0	
【月平均】	【4,201】	【1,064】	【2,664】	【105】	【548】	【1,952】	【50】	【473】	【142】	【331】	
令和6年度	50,417	12,769	31,973	1,255	6,575	23,423	599	5,675	1,709	3,966	
	▲ 4.3	▲ 6.2	▲ 2.8	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 8.0	▲ 10.1	▲ 7.1	
【月平均】	【4,168】	【1,051】	【2,647】	【112】	【525】	【1,954】	【47】	【470】	【131】	【338】	
令和7年度	50,013	12,609	31,766	1,348	6,299	23,442	559	5,638	1,577	4,061	
	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.6	7.4	▲ 4.2	0.1	▲ 6.7	▲ 0.7	▲ 7.7	2.4	
令和6年5月	4,758	1,099	3,106	125	729	2,178	62	553	188	365	
	2.0	5.3	2.3	▲ 14.4	26.6	▲ 3.7	24.0	▲ 5.3	▲ 6.5	▲ 4.7	
令和6年6月	3,878	981	2,421	85	460	1,828	42	476	140	336	
	▲ 14.6	▲ 18.8	▲ 14.8	▲ 2.3	▲ 20.0	▲ 13.5	▲ 34.4	▲ 3.4	▲ 11.4	0.3	
令和6年7月	4,192	1,029	2,677	92	524	2,000	54	486	133	353	
	2.6	▲ 0.1	2.9	21.1	▲ 5.8	3.8	31.7	7.0	15.7	4.1	
令和6年8月	3,573	924	2,254	70	487	1,649	40	395	105	290	
	▲ 13.8	▲ 17.7	▲ 12.9	▲ 2.8	12.0	▲ 19.2	21.2	▲ 9.6	▲ 21.6	▲ 4.3	
令和6年9月	4,039	1,021	2,511	63	390	1,995	52	507	160	347	
	▲ 6.7	▲ 13.8	▲ 1.8	▲ 8.7	▲ 4.4	▲ 1.9	30.0	▲ 13.9	▲ 19.2	▲ 11.3	
令和6年10月	4,314	1,037	2,795	94	586	2,060	43	482	148	334	
	0.9	▲ 1.5	3.7	19.0	21.8	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 8.9	▲ 7.5	▲ 9.5	
令和6年11月	3,459	888	2,161	73	433	1,602	41	410	127	283	
	▲ 6.1	▲ 10.1	▲ 2.5	5.8	13.9	▲ 6.7	▲ 12.8	▲ 14.0	▲ 23.5	▲ 9.0	
令和6年12月	3,227	901	1,967	66	367	1,478	45	359	89	270	
	2.6	▲ 3.2	6.0	11.9	▲ 3.7	7.4	21.6	0.3	▲ 27.6	14.9	
令和7年1月	4,528	1,214	2,845	103	548	2,146	41	469	138	331	
	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.1	17.0	▲ 2.5	1.5	▲ 43.8	▲ 10.0	▲ 4.2	▲ 12.2	
令和7年2月	4,006	1,282	2,284	81	416	1,723	57	440	136	304	
	▲ 17.2	▲ 16.0	▲ 19.0	▲ 3.6	▲ 24.5	▲ 18.5	▲ 9.5	▲ 10.8	▲ 9.9	▲ 11.1	
令和7年3月	4,333	1,369	2,450	87	422	1,871	61	514	151	363	
	0.2	11.9	▲ 2.3	0.0	▲ 19.5	2.1	10.9	▲ 13.8	▲ 6.8	▲ 16.4	
令和7年4月	6,081	1,210	4,263	332	1,091	2,765	62	608	161	447	
	▲ 0.5	18.2	▲ 5.3	5.1	▲ 10.1	▲ 4.4	1.6	4.1	▲ 17.0	14.6	
令和7年5月	4,561	1,041	3,017	138	636	2,175	53	503	158	345	
	▲ 4.1	▲ 5.3	▲ 2.9	10.4	▲ 12.8	▲ 0.1	▲ 14.5	▲ 9.0	▲ 16.0	▲ 5.5	
令和7年6月	4,023	988	2,547	90	553	1,848	47	488	136	352	
	3.7	0.7	5.2	5.9	20.2	1.1	11.9	2.5	▲ 2.9	4.8	
令和7年7月	4,203	998	2,767	100	571	2,034	49	438	120	318	
	0.3	▲ 3.0	3.4	8.7	9.0	1.7	▲ 9.3	▲ 9.9	▲ 9.8	▲ 9.9	
令和7年8月	3,687	907	2,377	96	414	1,829	30	403	97	306	
	3.2	▲ 1.8	5.5	37.1	▲ 15.0	10.9	▲ 25.0	2.0	▲ 7.6	5.5	
令和7年9月	3,974	968	2,516	88	442	1,932	45	490	168	322	
	▲ 1.6	▲ 5.2	0.2	39.7	13.3	▲ 3.2	▲ 13.5	▲ 3.4	5.0	▲ 7.2	
令和7年10月	4,038	955	2,644	97	525	1,962	48	439	115	324	
	▲ 6.4	▲ 7.9	▲ 5.4	3.2	▲ 10.4	▲ 4.8	11.6	▲ 8.9	▲ 22.3	▲ 3.0	
令和7年11月	3,288	857	2,038	75	342	1,578	39	393	100	293	
	▲ 4.9	▲ 3.5	▲ 5.7	2.7	▲ 21.0	▲ 1.5	▲ 4.9	▲ 4.1	▲ 21.3	3.5	
令和7年12月	3,172	947	1,862	62	358	1,407	33	363	109	254	
	▲ 1.7	5.1	▲ 5.3	▲ 6.1	▲ 2.5	▲ 4.8	▲ 26.7	1.1	22.5	▲ 5.9	
令和8年1月	4,507	1,188	2,836	98	525	2,156	52	483	138	345	
	▲ 0.5	▲ 2.1	▲ 0.3	▲ 4.9	▲ 4.2	0.5	26.8	3.0	0.0	4.2	
令和8年2月	4,143	1,337	2,332	86	426	1,761	50	474	132	342	
	3.4	4.3	2.1	6.2	2.4	2.2	▲ 12.3	7.7	▲ 2.9	12.5	
令和8年3月	4,336	1,213	2,567	86	416	1,995	51	556	143	413	
	0.1	▲ 11.4	4.8	▲ 1.1	▲ 1.4	6.6	▲ 16.4	8.2	▲ 5.3	13.8	
令和8年4月	5,806	1,008	4,144	274	1,100	2,700	54	654	177	477	
	▲ 4.5	▲ 16.7	▲ 2.8	▲ 17.5	0.8	▲ 2.4	▲ 12.9	7.6	9.9	6.7	
令和8年5月	4,279	934	2,836	139	590	2,051	47	509	148	361	
	▲ 6.2	▲ 10.3	▲ 6.0	0.7	▲ 7.2	▲ 5.7	▲ 11.3	1.2	▲ 6.3	4.6	
【月平均】	【5,043】	【971】	【3,490】	【207】	【845】	【2,376】	【51】	【582】	【163】	【419】	
当年度累計	10,085	1,942	6,980	413	1,690	4,751	101	1,163	325	838	
前年同期	10,642	2,251	7,280	470	1,727	4,940	115	1,111	319	792	
前年同期比	▲ 5.2	▲ 13.7	▲ 4.1	▲ 12.1	▲ 2.1	▲ 3.8	▲ 12.2	4.7	1.9	5.8	

(注) 新規学卒者を除き、パートを含む。

網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

一般・パート別職業紹介状況(原数値)

令和8年 5月

愛媛労働局

項 目		令和8年 5月	令和7年 5月	前年同月比 (差)	
一般 (フルタイム)	① 月間有効求職者数(人)	12,256	13,163	▲ 6.9 %	
	② 新規求職申込件数(件)	2,432	2,717	▲ 10.5 %	
	③ 月間有効求人数(人)	18,795	19,509	▲ 3.7 %	
	④ 新規求人数(人)	6,098	6,615	▲ 7.8 %	
	⑤ 就職件数(件)	629	761	▲ 17.3 %	
	⑥ 有効求人倍率(倍) ③/①	1.53	1.48	0.05 p	
	正社員	⑦ 月間有効求職者数(人)	12,224	13,141	▲ 7.0 %
		⑧ 新規求職申込件数(件)	2,417	2,708	▲ 10.7 %
		⑨ 月間有効求人数(人)	14,543	15,286	▲ 4.9 %
		⑩ 新規求人数(人)	4,577	5,085	▲ 10.0 %
		⑪ 就職件数(件)	515	624	▲ 17.5 %
		⑫ 有効求人倍率(倍) (⑨/⑦)	1.19	1.16	0.03 p
パートタイム	⑬ 月間有効求職者数(人)	9,445	9,516	▲ 0.7 %	
	⑭ 新規求職申込件数(件)	1,847	1,844	0.2 %	
	⑮ 月間有効求人数(人)	9,332	9,563	▲ 2.4 %	
	⑯ 新規求人数(人)	3,274	3,469	▲ 5.6 %	
	⑰ 就職件数(件)	624	633	▲ 1.4 %	
	⑱ 有効求人倍率(倍) ⑮/⑬	0.99	1.00	▲ 0.01 p	

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和8年5月	令和7年5月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.25	1.28	▲ 0.03p
	中予	1.34	1.27	0.07p
	南予	1.21	1.30	▲ 0.09p
	県計	1.30	1.28	0.02p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	7,248	7,597	▲ 4.6%
	中予	11,500	12,065	▲ 4.7%
	南予	2,953	3,017	▲ 2.1%
	県計	21,701	22,679	▲ 4.3%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,076	9,762	▲ 7.0%
	中予	15,467	15,377	0.6%
	南予	3,584	3,933	▲ 8.9%
	県計	28,127	29,072	▲ 3.3%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

年齢別常用職業紹介状況

令和8年5月

愛媛労働局

項目	月間有効求職者数		新規求職者数		就職件数	就職率 (%)	
		構成比(%)		構成比(%)			
全 数	19歳以下	233	1.1	61	1.4	14	23.0
		0.9	0.1	1.7	0.1	▲ 48.1	▲ 22.0
	20～24歳	1,487	6.9	295	6.9	83	28.1
		▲ 2.7	0.1	▲ 5.8	0.0	▲ 17.8	▲ 4.1
	25～29歳	2,059	9.5	383	9.0	87	22.7
		▲ 0.6	0.4	▲ 4.5	0.2	▲ 26.3	▲ 6.7
	30～34歳	1,809	8.4	339	8.0	111	32.7
		▲ 1.8	0.2	▲ 6.4	0.0	3.7	3.2
	35～39歳	1,644	7.6	324	7.6	103	31.8
		▲ 5.8	▲ 0.1	▲ 15.6	▲ 0.8	▲ 1.9	4.4
	40～44歳	1,724	8.0	363	8.5	107	29.5
		▲ 0.7	0.3	▲ 6.9	▲ 0.0	▲ 11.6	▲ 1.5
	45～49歳	1,823	8.4	365	8.6	151	41.4
		▲ 8.1	▲ 0.3	▲ 13.5	▲ 0.7	5.6	7.5
	50～54歳	2,349	10.9	445	10.5	133	29.9
		▲ 8.2	▲ 0.5	▲ 5.3	0.1	▲ 24.0	▲ 7.3
	55～59歳	2,237	10.3	382	9.0	117	30.6
		▲ 2.4	0.2	▲ 5.7	0.1	▲ 17.6	▲ 4.4
	60～64歳	2,657	12.3	441	10.4	118	26.8
		▲ 9.3	▲ 0.7	▲ 15.5	▲ 1.1	▲ 5.6	2.8
65歳以上	3,602	16.7	855	20.1	142	16.6	
	▲ 2.2	0.4	4.9	2.2	▲ 4.7	▲ 1.7	
合 計	21,624	-	4,253	-	1,166	27.4	
	▲ 4.3	-	▲ 6.4	-	▲ 11.2	▲ 1.5	

(年齢別新規求職者数の推移)

項目	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳～64歳	65歳以上	計
令和3年度	5,654	10,728	9,749	10,861	9,156	7,756	53,904
	4.9	▲ 0.8	▲ 3.0	7.0	4.6	11.5	3.4
令和4年度	5,401	10,345	9,286	10,453	9,069	7,765	52,319
	▲ 4.5	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 3.8	▲ 1.0	0.1	▲ 2.9
令和5年度	5,044	9,953	9,103	10,606	9,570	8,162	52,438
	▲ 6.6	▲ 3.8	▲ 2.0	1.5	5.5	5.1	0.2
令和6年度	4,469	9,221	8,137	10,286	9,577	8,526	50,216
	▲ 11.4	▲ 7.4	▲ 10.6	▲ 3.0	0.1	4.5	▲ 4.2
令和7年度	4,247	8,596	7,968	10,144	9,942	8,885	49,782
	▲ 5.0	▲ 6.8	▲ 2.1	▲ 1.4	3.8	4.2	▲ 0.9
令和8年5月	356	722	687	810	823	855	4,253
	▲ 4.6	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 9.2	▲ 11.2	4.9	▲ 6.4

(注) 1 上段:パートを含む常用、下段:対前年度比(差)、就職率=就職件数÷新規求職者数

2 ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降は含む(令和3年9月～令和5年3月は含まない)。

一 般 職 業 紹 介 状 況

令和8年5月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数			D 月間有効求人数			E 就職件数			F 充足数			求人倍率 (季節調整値)			就 職 率 E/A(%)	充 足 率 F/C(%)
	常用	保	中高年	常用	保	中高年	常用	保	中高年	常用	保	中高年	常用	保	中高年	常用	保	中高年	新規	有効	新規		
令和7年度	50,013	49,782	12,893	248,234	247,386	87,996	142,848	122,541	108,000	347,898	309,436	15,293	14,095	4,668	8,984	15,088	14,034	2.45	1.40	*	*	30.6	12.3
月平均	4,168	4,149	1,074	20,686	20,616	7,333	11,904	10,212	9,000	28,992	25,786	1,274	1,175	389	749	1,257	1,170	—	—	*	*	—	—
令和7年5月	4,561	4,544	1,367	22,679	22,607	7,394	13,495	10,084	8,950	29,072	26,176	1,394	1,313	398	789	1,377	1,303	2.21	1.28	2.38	1.40	30.6	13.7
6月	4,023	3,995	1,123	22,060	21,977	8,095	12,955	9,973	8,754	28,661	25,748	1,295	1,208	388	728	1,261	1,186	2.48	1.30	2.49	1.40	32.2	12.6
7月	4,203	4,180	1,254	21,310	21,225	8,427	12,211	10,510	9,376	28,911	25,868	1,307	1,223	420	757	1,276	1,202	2.50	1.36	2.50	1.42	31.1	12.1
8月	3,687	3,664	1,023	20,659	20,574	8,212	11,797	9,552	8,439	28,491	25,444	1,041	984	370	606	1,021	972	2.59	1.38	2.42	1.42	28.2	10.7
9月	3,974	3,962	966	20,756	20,685	8,141	11,750	9,847	8,587	28,565	25,439	1,252	1,177	408	727	1,243	1,179	2.48	1.38	2.49	1.41	31.5	12.6
10月	4,038	4,020	1,077	20,338	20,742	7,774	11,855	11,001	9,786	28,906	25,682	1,340	1,228	448	793	1,302	1,211	2.72	1.39	2.51	1.39	33.2	11.8
11月	3,288	3,271	800	19,883	19,806	7,107	11,247	8,920	7,816	28,121	25,011	1,134	1,028	377	673	1,133	1,036	2.71	1.42	2.27	1.38	34.5	12.7
12月	3,172	3,153	736	18,597	18,531	6,583	10,447	10,533	9,104	28,841	25,526	1,120	966	370	666	1,096	964	3.32	1.55	2.51	1.41	35.3	10.4
令和8年1月	4,507	4,496	1,146	19,122	19,062	6,551	10,803	11,244	9,967	29,120	25,759	1,035	929	302	618	1,031	939	2.49	1.52	2.48	1.40	23.0	9.2
2月	4,143	4,126	906	19,675	19,611	6,310	11,213	9,966	8,608	29,644	26,011	1,236	1,120	346	750	1,235	1,130	2.41	1.51	2.28	1.40	29.8	12.4
3月	4,336	4,318	931	20,362	20,300	6,418	11,688	10,417	9,083	29,818	26,241	1,709	1,584	464	1,056	1,705	1,598	2.40	1.46	2.54	1.41	39.4	16.4
令和8年4月	5,806	5,792	1,549	21,485	21,420	6,643	12,601	10,318	9,200	28,646	25,324	1,344	1,246	347	797	1,340	1,255	1.78	1.33	2.50	1.41	23.1	13.0
5月	4,279	4,253	1,010	21,701	21,624	6,741	12,711	9,372	8,288	28,127	25,124	1,253	1,166	351	715	1,251	1,176	2.19	1.30	2.31	1.41	29.3	13.3
前年同月比	▲ 6.2	▲ 6.4	▲ 26.1	▲ 4.3	▲ 4.3	▲ 8.8	▲ 5.8	▲ 7.1	▲ 7.4	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 10.1	▲ 11.2	▲ 11.8	▲ 9.4	▲ 9.2	▲ 9.7	▲ 0.02p	▲ 0.02p	▲ 0.19	▲ 0.00	▲ 1.3p	▲ 0.4p

(注)・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中 松	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 24.1	▲ 1.8	▲ 4.7	▲ 4.7	▲ 8.9	▲ 9.1	▲ 5.1	▲ 5.5	0.6	▲ 4.0	▲ 4.0	6.6	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 0.07p	▲ 0.07p	*		▲ 0.4p	0.2p
予 山	2,188	2,184	545	11,500	11,465	3,509	6,354	5,276	4,538	15,467	13,444	503	474	146	549	523	2.41	1.34			23.0	10.4
今 治	▲ 14.4	▲ 14.5	▲ 35.5	▲ 9.5	3.2	3.4	0.8	5.9	▲ 9.6	▲ 11.3	0.9	4.7	▲ 0.6	16.7	18.1	14.7	▲ 0.11p	▲ 0.03p	*		6.6p	3.9p
東 新居浜	493	488	89	306	2,503	2,497	773	1,533	1,051	970	3,222	3,040	178	163	176	164	2.13	1.29			36.1	16.7
予 西 条	▲ 4.4	▲ 3.7	▲ 30.8	0.4	2.5	2.7	12.4	3.7	▲ 8.3	▲ 8.4	▲ 14.3	▲ 18.2	▲ 20.6	▲ 21.4	▲ 27.4	▲ 28.8	▲ 0.10p	▲ 0.25p	*		▲ 6.4p	▲ 3.7p
四国中央	391	390	83	230	2,073	2,068	535	1,219	923	798	2,611	2,138	123	110	130	114	2.36	1.26			31.5	14.1
南 八幡浜	▲ 9.8	▲ 10.4	▲ 19.7	▲ 0.6	▲ 2.2	▲ 2.4	0.2	7.4	▲ 11.0	▲ 3.9	9.1	10.5	▲ 6.7	▲ 9.3	6.0	0.0	▲ 0.02p	0.13p	*		1.2p	2.8p
予 宇和島	285	283	79	173	1,442	1,435	561	928	509	465	1,726	1,551	111	97	89	78	1.79	1.20			38.9	17.5
大 洲	▲ 26.5	▲ 26.5	▲ 59.7	▲ 39.7	▲ 26.5	▲ 26.6	▲ 20.0	▲ 31.4	▲ 15.2	▲ 16.0	▲ 21.8	▲ 22.6	▲ 34.2	▲ 34.6	▲ 32.2	▲ 32.7	0.23p	0.07p	*		▲ 4.5p	▲ 5.7p
	266	266	56	143	1,230	1,229	393	736	446	437	1,517	1,491	104	100	101	99	1.68	1.23			39.1	22.6
	▲ 1.6	▲ 5.8	▲ 29.2	2.4	▲ 7.3	▲ 8.4	▲ 12.0	▲ 2.4	▲ 6.9	▲ 5.7	▲ 9.4	▲ 9.0	▲ 11.9	▲ 15.4	▲ 22.4	▲ 23.2	▲ 0.11p	▲ 0.03p	*		▲ 3.7p	▲ 2.3p
	188	179	46	129	908	894	316	638	392	378	1,088	1,056	59	55	45	43	2.09	1.20			31.4	11.5
	20.0	19.8	12.5	13.0	4.1	4.1	▲ 13.4	3.4	1.6	▲ 2.8	▲ 11.6	▲ 12.7	▲ 20.6	▲ 16.4	▲ 20.2	▲ 15.5	▲ 0.31p	▲ 0.21p	*		▲ 16.7p	▲ 5.0p
	306	303	81	191	1,257	1,254	434	811	517	449	1,520	1,447	100	97	95	93	1.69	1.21			32.7	18.4
	▲ 23.6	▲ 24.2	▲ 36.7	▲ 16.1	▲ 5.1	▲ 5.0	▲ 7.6	▲ 3.0	▲ 20.6	▲ 19.7	▲ 3.6	▲ 3.9	0.0	▲ 5.4	▲ 9.6	▲ 13.9	0.06p	0.02p	*		10.9p	3.1p
	162	160	31	99	788	782	220	492	258	253	976	957	75	70	66	62	1.59	1.24			46.3	25.6

(注)・公共職業安定所別上段は前年同月比、下段は原数値である。・新規学卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和8年5月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
令和3年度	-	1.7	-	6.0	-	1.31	-	4.3	-	6.2	-	2.27	2.7
令和4年度	-	0.8	-	10.8	-	1.44	-	▲ 2.1	-	9.1	-	2.53	0.3
令和5年度	-	1.3	-	▲ 4.4	-	1.36	-	▲ 1.7	-	▲ 4.8	-	2.45	▲ 1.5
令和6年度	-	▲ 0.8	-	▲ 1.0	-	1.36	-	▲ 4.3	-	▲ 1.3	-	2.52	▲ 6.8
令和7年度	-	▲ 6.6	-	▲ 3.8	-	1.40	-	▲ 0.8	-	▲ 3.7	-	2.45	▲ 5.3
令和6年度													
令和6年4月	▲ 0.1	1.5	▲ 1.7	0.3	1.36	1.28	0.3	1.3	▲ 3.6	0.2	2.42	1.67	▲ 5.4
5月	0.2	2.4	▲ 1.8	▲ 2.6	1.34	1.22	0.3	2.0	1.0	▲ 2.2	2.44	2.22	▲ 1.2
6月	0.2	0.3	▲ 0.1	▲ 3.3	1.33	1.23	▲ 3.6	▲ 14.6	1.0	▲ 7.2	2.55	2.57	▲ 6.8
7月	▲ 0.7	0.8	▲ 1.3	▲ 1.7	1.33	1.27	0.6	2.6	▲ 1.1	4.9	2.51	2.46	▲ 3.2
8月	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 3.6	1.34	1.29	▲ 4.2	▲ 13.8	▲ 0.1	▲ 5.6	2.62	2.84	▲ 4.9
9月	0.4	▲ 1.3	2.1	▲ 1.3	1.36	1.32	6.4	▲ 6.7	4.2	▲ 0.6	2.56	2.58	▲ 12.8
10月	▲ 0.3	▲ 0.7	1.1	▲ 0.5	1.38	1.38	▲ 0.4	0.9	▲ 1.4	2.9	2.54	2.73	▲ 10.3
11月	▲ 0.1	▲ 1.2	0.9	1.1	1.39	1.44	▲ 3.3	▲ 6.1	0.2	▲ 1.1	2.63	3.08	▲ 4.7
12月	0.5	▲ 0.5	▲ 0.3	2.4	1.38	1.51	7.0	2.6	0.6	5.4	2.47	3.22	▲ 4.9
令和7年1月	▲ 1.0	▲ 1.6	▲ 0.7	1.8	1.38	1.51	▲ 4.3	▲ 2.1	▲ 3.2	▲ 0.7	2.50	2.53	0.3
2月	▲ 0.5	▲ 4.3	▲ 0.9	▲ 1.9	1.38	1.47	▲ 5.2	▲ 17.2	▲ 1.3	▲ 8.1	2.60	2.74	▲ 21.3
3月	▲ 1.1	▲ 3.7	▲ 0.9	▲ 3.3	1.38	1.43	5.6	0.2	2.1	▲ 1.6	2.51	2.39	▲ 4.3
令和7年度													
令和7年4月	▲ 2.3	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 2.2	1.41	1.33	1.2	▲ 0.5	0.1	2.7	2.49	1.73	▲ 4.3
5月	1.0	▲ 5.3	0.4	▲ 0.7	1.40	1.28	1.2	▲ 4.1	▲ 3.3	▲ 4.5	2.38	2.21	▲ 9.9
6月	▲ 1.0	▲ 5.4	▲ 1.1	▲ 0.4	1.40	1.30	▲ 4.1	3.7	0.6	0.0	2.49	2.48	▲ 6.0
7月	▲ 0.9	▲ 6.3	0.7	0.2	1.42	1.36	2.5	0.3	3.0	1.9	2.50	2.50	▲ 2.6
8月	▲ 0.7	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 0.2	1.42	1.38	0.5	3.2	▲ 2.9	▲ 5.9	2.42	2.59	▲ 12.9
9月	▲ 0.8	▲ 6.4	▲ 1.7	▲ 2.7	1.41	1.38	▲ 5.8	▲ 1.6	▲ 3.1	▲ 5.4	2.49	2.48	▲ 2.0
10月	▲ 0.5	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 6.2	1.39	1.39	▲ 0.4	▲ 6.4	0.7	▲ 6.7	2.51	2.72	▲ 2.0
11月	0.0	▲ 7.9	▲ 1.1	▲ 9.4	1.38	1.42	5.8	▲ 4.9	▲ 4.3	▲ 16.3	2.27	2.71	▲ 14.0
12月	▲ 1.4	▲ 8.9	1.1	▲ 6.7	1.41	1.55	0.6	▲ 1.7	11.0	1.3	2.51	3.32	▲ 4.8
令和8年1月	0.1	▲ 7.8	▲ 0.9	▲ 7.2	1.40	1.52	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 2.9	▲ 2.0	2.48	2.49	▲ 9.0
2月	0.3	▲ 7.2	0.7	▲ 5.2	1.40	1.51	▲ 1.2	3.4	▲ 9.1	▲ 9.2	2.28	2.41	1.6
3月	▲ 0.5	▲ 6.0	▲ 0.2	▲ 3.9	1.41	1.46	▲ 1.8	0.1	9.2	0.7	2.54	2.40	1.0
令和8年度													
令和8年4月	0.1	▲ 4.1	0.5	▲ 3.7	1.41	1.33	1.2	▲ 4.5	▲ 0.2	▲ 1.7	2.50	1.78	▲ 6.0
5月	1.9	▲ 4.3	1.7	▲ 3.3	1.41	1.30	6.1	▲ 6.2	▲ 1.8	▲ 7.1	2.31	2.19	▲ 10.1
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
令和9年1月													
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
 2 令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和	38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
	39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
	40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
	41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
	42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
	43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
	44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
	45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
	46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
	47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
	48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
	49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
	50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
	51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
	52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
	53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
	54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
	55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
	56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
	57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
	58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
	59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
	60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
	61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
	62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
	63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成	元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
	2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
	3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
	4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
	5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
	6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
	7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
	8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
	9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
	10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
	11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
	12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
	13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
	14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
	15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
	16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
	17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
	18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
	19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
	20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
	21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
	22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
	23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
	24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
	25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
	26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
	27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
	28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
	29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
	30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和	元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
	2年	1.57	1.52	1.46	1.39	1.35	1.32	1.29	1.24	1.24	1.21	1.18	1.18	1.32	1.26
	3年	1.21	1.24	1.25	1.26	1.27	1.30	1.30	1.29	1.29	1.30	1.32	1.34	1.28	1.31
	4年	1.35	1.35	1.36	1.39	1.41	1.44	1.46	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.42	1.44
	5年	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.36	1.36	1.34	1.34	1.38	1.36
	6年	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.36	1.36
	7年	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.42	1.42	1.41	1.39	1.38	1.41	1.40	1.40
	8年	1.40	1.40	1.41	1.41	1.41									

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

令和8年度 主なマッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和8年5月

愛媛労働局

安定所	主要 指標	就職件数 (一般)		充足数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職割合	
		5月実績	年間目標	5月実績	年間目標	4月実績	年間目標
		令和8年度実績累計	進捗率	令和8年度実績累計	進捗率	令和8年度実績累計	対目標差
松山		503	6,257	549	6,743	—	32.7
		1,027	16.4%	1,109	16.4%	—	—
今治		178	2,088	176	1,802	—	33.8
		342	16.4%	326	18.1%	—	—
八幡浜		58	870	45	756	—	30.1
		133	15.3%	105	13.9%	—	—
宇和島		100	1,278	95	1,160	—	34.6
		214	16.7%	203	17.5%	—	—
新居浜		123	1,538	130	1,693	—	35.5
		295	19.2%	311	18.4%	—	—
西条		110	1,364	89	1,016	—	33.5
		225	16.5%	197	19.4%	—	—
四国中央		104	1,280	101	1,362	—	38.2
		208	16.3%	208	15.3%	—	—
大洲		75	889	66	770	—	38.1
		151	17.0%	132	17.1%	—	—
合計		1,251	15,564	1,251	15,302	—	33.7
		2,595	16.7%	2,591	16.9%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになる。

用 語	解 説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)</p>
新規求人数	<p>期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。</p>
月間有効求人数	<p>前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。</p>
新規求職申込件数	<p>期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。</p>
月間有効求職者数	<p>前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。</p>
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p>
正社員	<p>雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。</p>